平成２３年１２月甲良町議会定例会会議録

平成２３年１２月７日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第１		会議録署名議員の指名
第２		会期の決定
第３	議案第31号	甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第４	議案第32号	甲良町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例
第５	議案第33号	平成２３年度甲良町一般会計補正予算（第４号）
第６	議案第34号	平成２３年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第２号)
第７	議案第35号	平成２３年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）
第８	議案第36号	平成２３年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第１号）
第９	議案第37号	平成２３年度甲良町水道事業会計補正予算（第１号）
第10	請願第３号	「保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書」の採択を求める請願書
第11	請願第４号	米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の「密約」の破棄と「日米地位協定」の見直しを日本政府に求める意見書の採択についての請願書
第12		一般質問

◎会議に出席した議員（１２名）

１番	西　川　誠　一	２番	丸　山　光　雄
３番	丸　山　恵　二	４番	木　村　　　修
５番	金　澤　　　博	６番	宮　嵜　光　一
７番	建　部　孝　夫	８番	藤　堂　一　彦
９番	河　上　達次郎	１０番	山　田　壽　一
１１番	西　澤　伸　明	１２番	藤　堂　与三郎

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町　　　長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	山本貢造	会計管理者	山本　昇
教育次長	金田長和	産業課長	茶木朝雄
企画監理課長	米田義正	人権課長	中山　進
税務課長	建部真理子	建設課長	若林嘉昭
水道課長	茶木作夫	住民課長	中川愛博
保健福祉課長	川嶋幸泰	直売所準備室長	阪東克美
社会教育課参事	池田弥太郎	総務課参事	陌間　忍
選挙管理委員長	上田進彦	選挙管理事務局長	山本貢造

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	大橋久和	書　　記	宝来正恵

（午前　９時２０分　開会）

○藤堂議長　ただいまの出席議員数は１２人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成２３年１２月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、４番　木村議員および５番　金澤議員を指名いたします。

次に、日程第２　会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から１２月１４日までの８日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○藤堂議長　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から１２月１４日までの８日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告および提案説明を求めます。

町長。

○北川町長　本日、平成２３年１２月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところをご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

平素は、町政全般にわたりまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

去る１１月３０日に開催された全国町村長大会に出席し、行政を取り巻く情勢について内容を深めてまいりました。

総括的には、町村を取り巻く環境は、低迷を続ける経済情勢による税収の減少や基幹産業である農林水産業の衰退など、極めて厳しく、さらにＴＰＰに関する議論の結末によってはさらに深刻な状況になることが懸念されています。町村が引き続き公益的機能を維持し、住民が誇りと愛着を持って暮らし続けていくためには、財政基盤の強化を図り、必要な行政サービスを確保することが何より重要であることを改めて強く感じているところです。

平成２３年度も後半４カ月を残すこの時期において、三位一体改革で大幅に削減された交付税を見通すとき、本年度の普通交付税の額は１１億７，６０１万７，０００円と確定し、昨年度に比べて１３９万２，０００円の減額

となりました。
特別交付税にあっては、厳しい経済情勢や大震災、台風による豪雨、大規模な災害が続く中であり、昨年度が暦年の最高値の４億４，６００万円であり、前年同額を確保するのは難しいと思いますが、最大限努力をいたす所存でございます。議員各位のご支援をどうぞよろしくお願いいたします。
次に、１２月２日には第８回全国ほんもの体験フォーラムイン滋賀が米原市において開催されました。「ほんもの体験は、人を高め・地域が輝き・日本を元気にする」をテーマに開かれた有意義な大会でありました。特に修学旅行生を受け入れる農家民泊の実践発表では、自然、伝統文化、人、地域資源と触れ合うことで子どもたちに生きる力をはぐくみ、受け入れる農村の大人たちの心の高まりや刺激を生み、地域が生き生きとしてくるものでした。
本年町内においても民泊の受け入れをしていただきましたが、ほんものを体験する場をもっと多く用意できることで交流人口の増加や甲良大好きファンをつくっていければと感じたところです。
１２月３日には、東京国際フォーラムで全国の町村が自慢の物産など、一押しのお宝を持って集まった「町イチ村イチ２０１１」のイベントに甲良の天然水を持って町のＰＲをしてまいりました。ホームページで直売所にリンクし注文ができることになりましたので、議員各位も宣伝をいただけると大変ありがたいと思います。
それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。
議案第３１号は、スポーツ振興法の全面改正に伴い、体育指導員の名称をスポーツ推進委員に改めるため、甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正をお願いするものであります。
議案第３２号は、障害者自立支援法の一部改正に伴い、障害者自立支援法を引用している甲良町消防団員等公務災害補償条例、甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例および甲良町福祉医療費助成条例の３条例を一括し、甲良町消防団員等公務災害補償条例等の一部改正をお願いするものであります。
議案第３３号は、平成２３年度甲良町一般会計補正予算（第４号）で、７８９万1，０００円を追加し、補正後の予算額を３７億４，４９０万6，０００円とするものでございます。
主な補正項目といたしましては、総務管理費では、システム共同化コンサル業務の取りやめによる減額等、選挙費では、町議会議員補欠選挙および農業委員選挙の減額、社会福祉費では、自立支援給付システム、保健センター施設修繕費等の増額、児童福祉費では、子ども手当システム、保育園施設修

繕費等の増額、保健衛生費では、日本脳炎および子宮頸がん等予防接種料の増額、農業費では、しがの水田野菜生産拡大推進事業補助金等の増額、道路橋梁費では、町道新設改良事業の増額、住宅費では町営住宅修繕費の増額、消防費では、放射性物質測定器購入による増額、小学校費では、施設修繕等の増額、中学校費では、施設修繕および生徒用机いす購入費等の増額、諸支出金では、下水道会計操出金の減額、その他清掃費、商工費、土木管理費、河川費、社会教育費の補正でございます。

議案第３４号は、平成２３年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）で、５３２万８，０００円を増額し、補正後の予算額を９億９，８１５万１，０００円とするものでございます。

主な内容といたしましては、総務管理費では、システム変更等の増額、療養所費では、医療費の増額、特定健康診査等事業費では、パソコン保守料の増額、諸支出金では、保険税過誤納還付金の増額、予備費では、収支差額の増額によるものでございます。

議案第３５号は、平成２３年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）で、１６万９，０００円を増額し、補正後の予算額を５，１１６万５，０００円とするものでございます。

主な内容としましては、後期高齢者広域連合納付金の増額によるものでございます。

議案第３６号は、平成２３年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第１号）で、２７８万３，０００円を減額し、補正後の予算額を４億７９１万７，０００円とするものでございます。

主な内容といたしましては、総務管理費では、職員人件費等の減額、流域下水道事業費では、琵琶湖東北部流域下水道負担金の増額によるものでございます。議案第３７号は、平成２３年度甲良町水道事業会計補正予算（第１号）で、収益的収支では、歳出予算の組みかえで予備費を減額し、職員人件費を増額するものでございます。

資本的収支は、９４５万円を減額し、補正後の予算を７，９８９万７，０００円とするものです。

主な内容としましては、建設改良費で水管橋設置工事を次年度で実施するため減額とし、新たに設計業務を追加するものでございます。

以上、簡単ではありますが、本日提案いたしました案件について、その概要を申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますことをお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○藤堂議長　日程第３　議案第３１号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長　議案第３１号　甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成２３年１２月７日。

甲良町長。

○藤堂議長　本案に対する提案説明を求めます。

社会教育課参事。

○池田社会教育課参事　甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

今回、スポーツ基本法が施行されたことによります法律の改正に伴う文言の変更をお願いをするものでございます。

甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表中「体育指導員」を「スポーツ推進委員」に改める。

付則、この条例は、公布の日より施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○藤堂議長　説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長　ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第４　議案第３２号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長　議案第３２号　甲良町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成２３年１２月７日。

甲良町長。

○藤堂議長　本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○陌間総務課参事　失礼いたします。それでは、議案第３２号　甲良町消防団員等公務災害補償条例等の一部改正についてご説明を申し上げます。

今回障害者自立支援法の一部改正に伴い、障害者自立支援法を引用している甲良町消防団員等公務災害補償条例、甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例および甲良町福祉医療費助成条例に項ずれが生じましたので、

それに伴う改正をお願いするものでございます。
　次のページをお願いいたします。
　第１条は、甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部改正で、第９条の２第１項第２号中「第５条第１２項」を「第５条第１３項」に、「同条第６項」を「同条第７項」に改めるものでございます。
　第２条は、同条例第９条の２第１項第２号中「第５条第１３項」を「第５条第１２項」に改めるものでございます。
　続きまして、第３条は、甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正で､第１０条の２第２号を次のように改めるものでございます。
　第２号、障害者自立支援法第５条第１３号に規定する障害者支援施設（寺号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第７項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。
　続いて、第１０条の２に次の１号を加えるものでございます。
　第３号、障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として町長が定めるものに入所している場合。
　第４条は同条例第１０条の２第２号中「第５条第１３項」を「第５条第１２項」に改めるものでございます。
　続きまして、第５条は、甲良町福祉医療費助成条例の一部改正で、第２条第９号中「第５条第１２項」を「第５条第１３項」に改めるものでございます。
　第６条は、同条例第２条第９号中「第５条第１３項」を「第５条第１２項」に改めるものでございます。
　付則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条および第６条の規定は、平成２４年４月１日から施行する。
　以上、よろしくお願いいたします。
○藤堂議長　説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
　質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
○藤堂議長　ないようですから、これで質疑を終わります。
　次に、日程第５　議案第３３号を議題といたします。
　議案を朗読させます。
　局長。
○大橋事務局長　議案第３３号　平成２３年度甲良町一般会計補正予算（第４号）。
　上記の議案を提出する。

平成２３年１２月７日。
甲良町長。
○**藤堂議長**　本案に対する提案説明を求めます。
総務課長。
○**山本総務課長**　それでは、議案第３３号　平成２３年度甲良町一般会計補正予算（第４号）についてご説明を申し上げます。
予算書の表紙をおめくりいただきたいと思います。
今回の補正につきましては、７８９万１，０００円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ３７億４，４９０万６，０００円にお願いするものでございます。その内容につきましては第１表　歳入歳出予算補正で、地方債の補正につきましては第２表でご説明を申し上げます。
１ページをお願いします。
歳入でございます。２款　地方譲与税、補正額１，０００円の追加、９款　地方交付税１万６，０００円の減額、１３款　国庫支出金１，０７９万６，０００円の追加、１４款　県支出金３８７万１，０００円の追加、１５款　財産収入７１７万９，０００円の追加、１７款　繰入金２，２５０万円の減額。
次のページでございます。
１９款　諸収入１０６万円の追加、２０款　町債７５０万円の追加、歳入合計といたしまして、補正全予算額３７億３，７０１万５，０００円に、補正額７８９万１，０００円を追加いたしまして、補正後の予算額を３７億４，４９０万６，０００円にお願いをするものでございます。
３ページ、歳出でございます。
総務費１，２０８万５，０００円の減額、３款　民生費７１３万２，０００円の追加、４款　衛生費４７１万円の追加、６款　農林水産業費４５万円の追加、７款　商工費１７万円の追加。
４ページでございます。
８款　土木費５０８万１，０００円の追加、９款　消防費６３万円の追加、１０款　教育費４８３万２，０００円の追加、１３款　諸支出金３０２万９，０００円の減額、歳出合計は歳入合計に同じでございます。
５ページに移ります。
地方債補正でございます。
一般補助施設整備事業債、補正前１，０５０万円、補正後１，８００万円、合計、補正後の限度額を２億３，４７６万６，０００円にお願いするものでございます。
以上、どうぞよろしくお願いいたします。
○**藤堂議長**　説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員　きのうの全員協議会で議案の説明があったわけですけども、不十分だと思う点、また、それぞれの見解を求めて質問を３点させていただきます。

１つ目は、１１ページのふるさと交流村整備事業債の件です。全員協議会のときでも申し上げましたように、せせらぎの里甲良整備事業ということで進んでいます。県や国との関係で、また町債の名称を固有名詞ということで変更できないということでありましたが、検討をにおわすような言葉もあったというように思います。

私は、その点で町民にどの角度から見てもふるさと交流村ではなくてせせらぎの里甲良として事業が進んでいる、そういう立場で北川町政は今進めているんだ。私どもはそれぞれの意見を持っていますが、北川町政としてはその方向で進んでいるということから見ても、この名称が出てくること自体が不思議でありますし、その調整をすべきだと思います。ここに、この固有名詞が変更できない、またはここに思いが至らなかったというのであれば、早速県・国との間でも調整をして名称の変更を申請すべきだと思いますが、その点、いかがでしょうか。

次に、１５ページです。

農林水産費の直売所の活動を活発にさせる１つとして苗木のミカン１５０本を購入をしてミカンの生産地ということでやっていこうという方向が報告、説明がありました。ここで、ミカンの栽培ですが、この適地、不適地があります。そして、運営主体、つまりどういう主体が一生懸命やって、つまり事業ベースに乗せるかというのは非常に大変です。その点でどういうような計画のもとでミカンの苗木１５０本を購入をして、そのベースに乗せていこうとしているのか、その計画の発端または端緒だと思いますが、その説明をお願いします。

それから、１７ページです。

議会運営委員会で今期の補正予算の概要のところで、消防費の防災備品の購入で､放射線測定器の購入ということで説明資料がございました｡そこで、１つは、この点ではどのような体制で導入をし、どういうような使い方をしているのかということをご説明いただきたい。この３点です。よろしくお願いします。

○藤堂議長　総務課長。

○山本総務課長　それでは、１点目でございます。

予算書のふるさと交流村ということで記載の備考欄に書かせていただいて

いる点でございます。ご指摘いただきましたように、現在せせらぎの里甲良という名称でさせていただいているということでございます。先にも申させていただきましたように、予算書の一貫性というふうなことで、こちらの方、進めさせていただいているということでございますけども、県あるいは国、記載関係のところにもどうかということでお問い合わせをしながら対応していきたいというふうに思います。

それと、３点目におっしゃっていただきました防災備品の購入の関係でございます。

現在、今回６３万円の備品購入費を上げさせていただいておりまして、放射線量の測定器ということで、サーベイメーターというものでございます。今、最終的にどのような形のものになっていくかは県や消防関係とも調整をさせていただきますけども、予算の要求時点では箱形のテスターのような箱形のものにマイクみたいなものがついているというふうなイメージで考えていただいたらと思います。

ただ、いろんな形のものがございます。県の方でも推奨しただけるもの等々もあろうかと思いますので、今後、その分については調整していきたいと思っています。

体制につきましては、測定体制につきましては、今のところは月１回ぐらいの程度で数値を測定をさせていただきながら試験的に使っていくと。そして、緊急時に活用できるような形でしていきたいという思いでございます。

以上、２点です。

○藤堂議長　産業課長。

○茶木産業課長　１５ページの農業振興費でミカンの苗木ということで３０万円の計上をさせていただいているものでございます。

これにつきましては、各農家の方にお願いをして生産をしていただこうというふうな考え方でございます。運営母体につきましては、どこがするということじゃなくて農家の方にお願いするのを基本として進めていきたいというふうに思っております。

これにつきましても、金屋の方でも温州ミカンという形で既に取り組んでおられますし、これを広げていって直売所の方にまた販売をしていくというふうな形で取り組んでいく。指導の方につきましては、農産普及が果樹担当さんがございますので、そういう中で指導はやっていって運用していただいていくという形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　この１１ページのふるさと交流村の件については、固有名詞だと

いうように思います。今、先ほど言いましたように、課長も答弁されたように、せせらぎの里甲良一本で進むと。整合性がある方向で、その立場で、県・国との間で調整を進めていただきたいというように思います。

そして、１６ページのところでは、指導の点ですけども、各農家に指導を徹底をし、そして、出荷ができる体制でしていく上で、ミカンの生産組合などをつくっていく、そういうことも展望し、視野に入れているのか。これが１つです。

それから、１７ページの方では、今後これからの体制の検討に入っていくということでありますが、月１回では放射線の変動がわからないわけで、毎日で初めてつかめる。せめて週１回、つまり月４回ですね。この体制をとる必要があるのではないかということと、もう一つは、公民館などで心配な農産物、または製品などについての測定が、町民ができるように、使えるように、そして、安全・安心を図っていくという体制に寄与していただく方向で使い方を検討していただきたいと思いますが､その見解をお願いいたします。

○藤堂議長　町長。

○北川町長　ミカンの苗木の件ですが、まず、７月から１２月まで、いわゆる直売所での売り上げ状況を見ていると、野菜が中心で、いろんな花卉類、それから果物、この３つが一番大きなウエイトを占めていると。その中で、甲良町で生産をして、それを果物として販売していただいている部分については、それぞれ生産者が個々に果樹園というような形でやっているんじゃなしに、個々に生産をしながら、その中でできたものを出していただいている。特に金屋の方は、一番最初はモモ、それを出していただきました。非常に好評であったなと。

その後、正直なところ、ブドウとかナシとか、あるいはミカンとかリンゴとかカキとか、そういうものが非常に乏しい中で、例えばブドウについては幸い福祉法人の、蒲生町に大樹会というのがございます。これは甲良町の甲良養護学校の生徒が、卒業した生徒が一生懸命そこで、７人か８人も働いている。そういうつながりもあって、そこをお願いをして、その中からブドウを取り寄せて、ずっと１１月いっぱいぐらいまで大方長い期間、２カ月ぐらい｡それと､目加田の方でも小川さんという方がブドウをつくっておられる。そういうのもお願いしたりとかいうので、いわば、例えば福島応援セールで外部からリンゴ、ナシ、そういうものも取り入れました。この１２月も、実はリンゴを３５ケース、今発注をかけました。

そういうことで、果物の売り上げが全体の中で２割というように非常にウエイトが大きい。そうした中で、じゃ、甲良町は何があるのかというたら何もない。あるとしたらカキ程度だというような中で、何か果物で売り上げが

見込める、そういうものを少しでもつくっていこうというような発想から、特に金屋の、例えば甲良養護学校と金屋の間あたりは非常に土質的にも、何人もの方が今現在もミカンとか、そしてユズとか、いろんなものを出していただいている、そういう環境があります。そういう環境のところでもう少し栽培もしていただくと、日当たりもええし、それに適した苗木を今度は発注をするというようなことで、少しずつそういう栽培面積が広がっていくのかなと。

　もちろん金屋だけを限定しているわけじゃありませんが、ほかの地域でもそういう場所があればお互いに皆さんが５本ずつでも分けて栽培をしてもらって、そして、それぞれが管理してもらってできたやつを直売所に出してもらうということによって少しずつ中身が、内容が増えていくようにしていきたいなということと、それと、やはり一番大事なのは、甲良町へ来たらこういうものもあるわ、ああいうものもあるというようなことが消費者の皆さんにわかってもらえるためにも１つの方法かなということで今回考えさせていただいたということです。

○藤堂議長　総務課長。

○山本総務課長　測定の関係でございます。

　滋賀県でもモニタリングポストを県下に８台と、特に長浜、高島へは6台を設置するということが新聞でも発表をされております。近隣では彦根になろうかというふうなことも思いますし、そういうふうなところがございますので、その数値でいきたいというふうなことは思っております。

　先ほども申しましたように、緊急時に身近でデータを測定するということからということで対応させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○藤堂議長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長　ないようですから、これで質疑を終わります。

　次に、日程第６　議案第３４号を議題といたします。

　議案を朗読させます。

　局長。

○大橋事務局長　議案第３４号　平成２３年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）。

　上記の議案を提出する。

　平成２３年１２月７日。

　甲良町長。

○藤堂議長　本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○中川住民課長　失礼いたします。それでは、議案第３４号　平成２３年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

甲良町国民健康保険特別会計補正予算書をおめくりください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ５３２万８，０００円を追加し、歳入歳出の合計をそれぞれ９億９，８１５万１，０００円にお願いするものでございます。内容につきましては、第１表にてご説明をさせていただきます。

１ページをお開きください。

歳入でございます。３款　国庫支出金５万４，０００円の追加、４款　療養給付費交付金５２７万４，０００円の追加、歳入合計は、補正前の額９億９，２８２万３，０００円に、補正額５３２万８，０００円を追加し、合計９億９，８１５万１，０００円にお願いするものでございます。

次、２ページをお願いします。

歳出でございます。１款　総務費１３８万円の追加、２款　保険給付費７２万２，０００円の追加、６款　保健事業費５０万４，０００円の追加、８款　諸支出金１５万円の追加、１２款　予備費２５７万２，０００円の追加でございます。歳出合計は歳入予算と同じでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○藤堂議長　説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長　ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第７　議案第３５号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長　議案第３５号　平成２３年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）。

上記の議案を提出する。

平成２３年１２月７日。

甲良町長。

○藤堂議長　本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長　失礼します。議案第３５号　平成２３年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）につきまして説明させていただきます。

予算書をお願いいたします。予算書を１枚めくっていただきまして、歳入

歳出それぞれ１６万９，０００円を追加し、総額を５，１１６万５，０００円にお願いするものでございます。第１表により説明させていただきます。

１ページをお願いいたします。

歳入でございます。３款　繰入金１５万８，０００円、４款　繰越金１万１，０００円、歳入合計、補正前予算額５，０９９万６，０００円、補正額１６万９，０００円、補正後予算額５，１１６万５，０００円。

続きまして、２ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。２款　後期高齢者医療広域連合納付金１６万９，０００円の追加。歳出合計額は歳入合計額と同額でございます。よろしくお願いいたします。

○藤堂議長　説明が終わりました。これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長　ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第８　議案第３６号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長　議案第３６号　平成２３年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第１号）。

上記の議案を提出する。

平成２３年１２月７日。

甲良町長。

○藤堂議長　本案に対する提案説明を求めます。

水道課長。

○茶木水道課長　それでは、説明させていただきます。

予算書を１枚おめくりください。

歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ２７８万３，０００円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ４億７９１万７，０００円とするものでございます。

それでは、内容を説明させていただきます。

まず、１ページの第１表　歳入予算補正額でございます。国庫支出金といたしまして、２５０万円の減額でございます。繰入金といたしましては、３０２万９，０００円の減額でございます。町債といたしましては、１，２９０万円の減額でございます。繰越金といたしまして１，５６４万６，０００円の増額でございます。歳入合計といたしまして、補正前の額といたしまして４億１，０７０万円、補正額といたしまして△の２７８万３，０００円で

ございます。合計といたしまして４億７９１万７，０００円でございます。

続きまして、歳出でございますけども、総務費といたしまして２８０万７，０００円の減額でございます。２款　下水道事業費といたしまして２万４，０００円の増額でございます。歳入歳出合計は、歳入合計額と同額でございます。

続きまして、第２表の地方債の補正でございます。限度額でございますけども、公共下水道事業債といたしまして、補正前１，６３０万が補正後１，７４０万円ということでございます。あと、資本費平準化債が１億が８，６００万円ということで１，４００万円の減額でございます。限度額合計といたしまして、起債１億１，５１０万円ということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤堂議長　説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

１１番　西澤議員。

○西澤議員　初歩的な疑問かもわかりませんが、６ページの歳出、財源構成で説明のところでは書かれているところなんですが、表面上を見ますと、地方債から一般財源に変わっていると。表面を見ますと、表面から受け取れるのは、一般財源が払えるようになって借り入れはやめるようになったというように見えるわけですけども、その理由や根拠について、こういうようになったいきさつを説明していただければと思います。よろしくお願いします。

○藤堂議長　水道課長。

○茶木水道課長　まず、平成２２年度の決算で１，５００万円の繰越金が出ました。それをもとに一般財源を増やしまして起債等を減らしていったというふうなことでございます。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　今の説明でわかりました。そうすると、繰越金で充てていきますので、金利の負担がその分なくなるという理解でいいんですかね。

○藤堂議長　水道課長。

○茶木水道課長　そのとおりでございます。

○藤堂議長　ほかにはありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長　ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第９　議案第３７号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長　議案第３７号　平成２３年度甲良町水道事業会計補正予算

（第１号）。

上記の議案を提出する。

平成２３年１２月７日。

甲良町長。

○藤堂議長　本案に対する提案説明を求めます。

水道課長。

○茶木水道課長　それでは、平成２３年度の水道事業会計の１号の補正予算の説明をさせていただきます。

予算書の１枚をめくっていただきまして､収益的支出でございますけども、次のように改めるということで、支出でございます。事業費用といたしまして、補正額は、営業費用が１９２万４，０００円の増で、予備費がそれを補てんするというようなものでございます。

続きまして、２ページでございますけども、資本的支出ということでございます。これは第４条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するということで、資本的収入が資本的支出に対し不足する額７，５２８万８，０００円は、当年度損害勘定留保金７，４８３万８，０００円および繰越利益剰余金４５万円で補てんするものということでございます。

内容といたしましては、資本的支出でございますけども、建設改良費で９４５万円の減ということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤堂議長　説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長　ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第１０　請願第３号を議題といたします。

本請願につきましては、西澤議員が紹介議員となっておられますので、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員　請願書が提出されていますので、私の方から読み上げて提案説明にかえたいと思います。その後、若干の補足をさせていただきます。

請願書。

甲良町議会議長　藤堂与三郎様。

今年１月に沖縄県の県道で米軍属の男性が運転する乗用車が対向車線に進入し、１９歳の青年が運転する軽自動車に正面衝突し死亡させる事件が発生しましたが、３月に那覇地方検察庁沖縄支部は、自動車運転過失致死罪で送検されていた米軍属を公務中を理由に不起訴処分にしました。済みません。もとへ。とじる順番が間違っていました。申しわけありません。

読み上げて提案にかえさせていただきます。

「保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書」の採決を求める請願書。

甲良町議会議長様。

これは、全国福祉労働組合滋賀支部執行委員長、田中貢さんから提出されています。

文案を読みます。

請願趣旨。

少子化が進み、子育て不安を抱える親が増える中で、保育所には仕事と子育ての両立支援に加えて地域の子育て支援の拠点としての役割も求められています。

一方、長引く不況の影響もあって、保育所待機児童が激増していますが、各自治体での保育所整備をはじめとする待機児解消策は思うように進んでいない現状があります。すべての子どもたちの発達権を保障するために、国・自治体が保育･子育てに責任を持つことがますます重要になっているのです。

保育所運営費は、保育所最低基準を維持するために国が支出する義務的経費の国庫負担金ですが、平成１６年度から公立保育所にかかわる保育所運営費が一般財源化されました。その結果、全国の自治体で保育所経費の、主として人件費が削減され（日本保育協会の平成１９年４月調査）保育士の非正規化や公立保育所の民営化が進み、保育環境が低下しているとの報告もあります。これに対し、民間保育所の運営費については、平成１５年１２月の政府・与党６者が引き続き国が責任を持つと合意した経過もふまえて維持されてきました。

ところが、住民税の年少扶養控除廃止に伴う増収分に関する政府内の論議で、保育所運営費国庫負担金を廃止して全額地方負担として増収分を充てる案が浮上してきています。保育所では、地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によって最低基準を地方条例で定めることとなり、保育保障のナショナルミニマムが維持されなくなる懸念が出ています。これに加えて、国が保育所運営費を廃止すれば、地方の財政事情に左右されて保育所予算が十分確保されず、保育環境に地域格差が生じることとなり、結果として子どもの発達権が保障されなくなります。

つきましては、貴議会より国に対して、下記要望事項についての「保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書」を採択していただけるよう、地方自治法第１２４条の規定により請願いたします。

要望項目。

保育所運営費国庫負担金を廃止せず、国の責任で必要な予算を確保すること。

以上となっています。

ちなみに、皆さんのお手元に京都新聞のコピーをお渡しをしました。３種類にわたって京都新聞が１１月１６日付で報道をした中身となっています。そして、２枚目の裏には意見書のひな形、これは甲良町に合うように変えていきたいと、採択されれば考えていますが、こういうような方向です。

そして最後に、棒グラフがあります。これで見えますのは、運営費の中身が人件費の削減をされること、そして、左側の下の囲みの文字ですが、個別に見るとというところにあります。

その上も重要ですが、その下は３０万人未満の、これは市でとった統計でありますけども、小さなところほど影響を与える。６２％を超えているという回答でありますし、それから、５０万を超えますと削減については影響がないと。影響を受けたという市が２５％に減っています。

こういう点でも､小さな自治体に直撃をして保育所予算が削減をされれば、結局は保育費ないしは運営費にしわ寄せになってくるということで、ぜひともこの分についての、この点についての皆さんのご賛同をいただいて、甲良町の保育を守る、そして、財政を守る、そして子どもたちを守っていくという角度からご賛同いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○藤堂議長　お諮りをいたします。

これより審査願います請願第３号につきましては、会議規則第９２条第２項の規定によりまして、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○藤堂議長　異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

山田議員。

○山田議員　１０番　山田です。

保育運営には、本当にこのような法律ができれば大変支障があろうかと思いますが、現在、甲良町の２つの保育所があるんですけども、甲良町に対しての国からの補助金に金額と、そして、この保育労働組合滋賀支部ですか、そこの運営組織はどのような組織なのか、そして、議会あてにこのような請願が来たのか、西澤副議長あてに個人的に来たのか、その説明をお願いしたいと思います。

○**藤堂議長**　西澤議員。

○**西澤議員**　１点目についての、甲良町の保育予算、これは手元に持っていませんので、行政当局ではございませんし、手元にはありませんので、調べて後ほどでよろしかったらお知らせをいたします。

もう１点目の、福祉労働組合ですが、これは民間、公立かかわりなく福祉関係、それから保育所関係、それから作業所、障害者の作業所、ここらで働く方々が集まってつくっている労働組合です。私がその労働組合で知っている方は、２、３人ぐらいでありますが、１人の委員長、それからもう１人のい副委員長の方は面識、直接知っている者であります。その点では全国的な福祉関係の労働組合で滋賀支部をつくって、近隣にも彦根市にも支部がございます。長浜市の作業所の中にも労働組合の分会があります。

その点では、議会に届いた、請願の仕組みは紹介議員が議会に提出するという仕組みになっていますし、議会に届くというのは議長に直接請願をすることはできません。ですから、臨時議会で可決をした免税軽油の継続を求める請願についても、届くのは議会に届いたかもしれませんが、その提出は、ひな形をそろえて提出をして、提出手続は個人の議員を通じて提出するという仕組みですので、この保育労組の請願は私のところに届いてきた、２９日に届いてきたものであります。

以上です。

○**藤堂議長**　ほかにはありませんか。

丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員**　２番　丸山です。

今、西澤議員の請願書、私も初めて聞かせていただきました。この議会の中で聞かせてもらいました。今、いろんな貧しい、不景気な世の中で将来こういう子どもに対して非常に大事な請願書ではないかと思いますので、これに賛成していきたいと思います。

○**藤堂議長**　質疑でお願いします。

ほかにはありませんか。

（「なし」の声あり）

○**藤堂議長**　ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

２番　丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員**　済みません、丸山です。ちょっと間違えまして。将来子どもに対して、やはりこういう保育所のことに関しては大事なことではないかと思います。昔から言える言葉で、鉄は赤いうちに打てという言葉があるように、こういう保育所がなくなるということは大変なことで、こういう続けて

いってもらいたいので、賛成といたします。

○藤堂議長　ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第３号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○藤堂議長　ご着席願います。

起立全員であります。

よって、請願第３号は採択することに決定いたしました。

次に、日程第１１　請願第４号を議題といたします。

本請願につきましては、西澤議員が紹介議員となっておられますので、西澤議員から提案説明を求めます。

１１番　西澤議員。

○西澤議員　先ほどはどうもありがとうございました。また、失礼をいたしました。

請願第４号について、文案を読み上げて報告し、若干の説明をさせていただきます。

甲良町議会議長　藤堂与三郎様。

今年１月に沖縄県の県道で、米軍属の男性が運転する乗用車が対向車線に進入し、１９歳の青年が運転する軽自動車に正面衝突し死亡させる事件が発生しましたが、３月に那覇地方検察庁沖縄支部は、自動車運転過失致死罪で送検されていた米軍属を、公務中を理由に不起訴処分にしました。

また、昨年９月に山口県岩国市で発生した米軍岩国基地所属の米軍属による交通死亡事故においても、公務中を理由に米軍属は不起訴処分となっています。このような米軍関係者による事故、事件において、それが公務執行中であれ､公務外であれ､罪を犯した関係者を日本の法律で厳正に裁けるよう、日米地位協定を根本的に改正せよの声が沖縄や山口をはじめ、全国で広がっています。沖縄県では１１月までに県議会をはじめ、４１町村中３３議会で決議、意見書が採択されています。日米地位協定上の、日本が第一次裁判権を有する公務外の米兵犯罪について、日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については、第一次裁判権を行使するつもりがないとする１９５３年９月に日米間が交わした密約については、今年８月２６日に外務省がその文書の存在を認めました。

同時に外務省は、これは当時の担当者の一方的、政策的発言に過ぎず、米

軍関係者も日本国民と同様の基準で公正に起訴され裁かれている旨の見解を示しました。

しかし、日本平和委員会が情報公開法に基づき入手した法務省統計資料によっても、２０１０年に起こった米兵・軍属・家族による犯罪の一般刑法犯（自動車による過失致死傷を除く）の起訴率は１１．７％で日本全体における起訴率４２．２％に比べて極めて低い状況にあります。

このような政府の見解を許さず、米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の密約を日米間の密約として認め、それを破棄しない限り、これまでと同様に不当な対応が続き、国民の人権がじゅうりんされます。

これは、日米地位協定によって１年に６週間、米軍基地となる饗場野演習場を抱える滋賀県でも重要な課題で、これを許さないために意見書を日本政府に提出されるよう請願します。

請願事項。

米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の密約の破棄と、日米地位協定の見直しを日本政府に求める意見書の採択について。

請願者。

滋賀県平和委員会、代表理事、吉村克之さん。

２０１１年１１月２９日。

紹介議員、私となっています。

いろいろ調べたんですが、時間の関係もありますので、米軍関係者の犯罪のうち、２００６年から２０１１年、約５年ですね、５年の間の犯罪を犯して不起訴になった部分、これが軍法会議にもかけられない。これは、軍法会議は公務外で犯した犯罪については軍法会議にかけられないという米国の憲法になっているそうです。そのことから外れる犯罪については、一般裁判にかけられる仕組みになっています。

ところが、この密約がある点で、少なくとも６２件が軍法会議にもかけられず、そして、日本の不起訴ともなる。起訴もされない。軽い処罰に終わっているという統計が出されています。そういう点でも、私が皆さんに考えていただきたいのは、日本の米軍の問題。確かに立場は米軍の活動、活躍、存在が必要だというように考えておられる方々も含めて、日本国内で起こした犯罪が日本の裁判にかけられない。しかもつかまって起訴になっても裁判にかけられないという仕組みは、どうしても改める必要がありますし、日本がアメリカの属国と言われて久しいわけですけども、そのことを克服していく道でもありますし、その道のりで屈辱的な日米の地位協定、米軍関係者、米軍属というのは、兵士でなく、家族でなく、従事する方というようになっていますが、そういう人が犯罪を犯した段階で、犯罪を犯しても裁判にも、日

本の裁判にもかけられない、こういう仕組みは、やはり一国の独立国としても改めるということが大事ですし、その声を小さな議会でありますけども、小さな町でありますけども､上げていく必要があるというふうに思いまして、紹介議員にさせていただきました。どうぞよろしくお願いします。

○藤堂議長　ここでお諮りをいたします。

これより審査願います請願第４号につきましては、会議規則第９２条第２項の規定によりまして、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○藤堂議長　異議がありませんので、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長　ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第４号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○藤堂議長　ご着席願います。

起立全員であります。

よって、請願第４号は採択することに決定をいたしました。

ここで、しばらく休憩をいたします。

（午前１０時３０分　休憩）

（午前１０時５０分　再開）

○藤堂議長　休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

日程第１２　これより、一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより順次許しますが、発言時間について申し上げます。

諸般の都合により、本日の質問時間については、甲良町議会会議規則第５６条第１項の規定により、１人３５分以内としますので、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いをいたします。

まず最初に、１番　西川議員の一般質問を許します。

西川議員。

○西川議員　それでは、一般質問させていただきます。ご苦労さんでございます。

まず一番最初に、緊急通報システムということに対してちょっとお尋ねしたいと思います。

私が民生委員をやっていますときに、緊急通報システムを何回か設置されたところとか、立ち上げたりしていたんですが、現実の問題としまして、金屋の中で緊急通報システムがあるにもかかわらず、それが使われずに部屋のトイレの出たところで倒れておられたというようなことがあったわけですけども、今現在の甲良町の緊急通報システム、ほとんどボタンを押せばということになってあるんですが、持ち歩かないことには効果がないというふうなことも思われます。外へ出た場合に、外出した場合には使えないんじゃないかというような問題もちょっと出てきていると思うんですけど、現状のものとしましては、一番利用価値があるかなというのは、月１回の安否確認はやられていると思うんですが、それ以外にどの程度の利用回数があるのかというようなところをまずお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○藤堂議長　保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長　西川議員の緊急通報システムについて回答させていただきます。

現在の通報システムの設置とかはどれだけかと、あと月当たりの回数等でございますけれども、現在、大阪ガスセキュリティサービスに委託をしておりまして、設置数につきましては、１０月末現在でございますけれども、３１台設置をしております。それと、機器とペンダントを採用しております。

月当たりの利用回数ということでございますけれども、これは１０月分のデータでございますけれども、緊急通報６件ございまして、毎月大体同じような件数でございました。内訳につきましては、１件につきましては緊急出動をしております。これは協力員といいますのは、利用者が３名、協力員を決めるわけでございますけれども、その方も出動されておりまして、搬送なんかはしなかったということでございます。

それと１点、相談通報が１件ございます。それと、４件は誤報が４件ございました。そのときに相談の対応をさせていただいております。それと、安否確認につきましては３４件しております。

以上です。

○藤堂議長　西川議員。

○西川議員　今の緊急通報の関係で、誤報とかいうのがあるわけですけど、私が出くわしたことでは、その方は朝６時過ぎに起床されてトイレへ行かれた

というような形で、発見が１２時過ぎという形だったんですが、甲良町の給食の配食される方が申し込まれているのに家があかないというようなところからかぎを借りに回られて、預かっておられる方があけられたというような形なんですが、一命は無事だったんですが、救急車で病院に運びました。脳梗塞でございました。６時間ぐらい倒れておられたわけですから、ちょっと心配したんですけど、その方は亡くなりはしたんですが、１年半ぐらいの療養生活をされました。

その辺のところがあるんですが、最近、報道関係だとかいろんなところで見ているんですが、今の現状の緊急通報システムの利用の便利さというんですか、その辺のところもちょっと考えていかないかんのじゃないかなと。今現在、社協の方ではデイサービスの送り迎えとかいうのもおやりになっていますが、送迎関係で外出支援事業で医療機関への送迎とかいうのもおやりになっていますが、そういうところの手配とか、個人でやる場合に利用できるような方法で、ボタンを押して呼んでもいいのかもわかりませんけど、本人が簡単に操作できる、今現在、ちょっと、私はよう使わないんですが、スマートフォンというのがあったりもしますので、その辺を考えてみたらどうなのかなと。

それですと、使い方を覚えれば、けさもテレビでやっていましたけど、こんな便利なものはないなというような話が出ていましたけど、自分でいろんなこともできるだろうし、関係機関連絡も取りやすくなるんじゃないかというようなことも思いますし、身内関係の連絡関係も取りやすくなるかと思うんですが、その辺でスマートフォン、どの程度の使い勝手があるのか、私もちょっとわからないんですが、インターネットとか、そういうことまで結んでいくと相当な金がかかると思いますので、ブロックは当然しておかないかんというふうに思うんですけども、その辺の関係が、他府県の方ではそういう事業に対して交付金をもらっているとか、その辺のことも聞きますし、滋賀県ではまだやられていないんじゃないかなというふうにも思いますので、一度検討できる問題ではないかと思うんですが、いかがなものでございますか。

○藤堂議長　保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長　現在の通報システムにつきましては、機器とペンダントを貸与しておりますので、常時ペンダントをつけていただければ家屋内でありましたらそのような対応ができると思います。しかし、外出されている場合とかはスマートフォンのような対応ができないために助けが必要となってくると思います。

スマートフォンは便利でございますけれども、現在の利用回数や費用面を

考えますと、導入に対しては大変厳しい状況でありました。国・県への要望につきましても、やはり近隣の状況を見ながら今後検討していきたいなと思っております。

〇藤堂議長　西川議員。

〇西川議員　当然費用対効果は考えねばいかんわけですが、甲良町の現状を見ていますと、高齢化がますます進んでいくというようなことを考えてみますときに、命を守ることが一番であることは第一番であると。それが一番の問題になってくるかと思いますので、世の中がまたいろんなことで進んでいくわけですし、近々にというわけじゃないんですけど、やはりそういうシステム変更というようなことも頭の中に入れていただければいいかなと思うんですが、ぜひともよろしくお願いしておきます。

次に、せせらぎの里甲良について質問させていただきます。

きのう、準備室長の方からいろいろと報告がありましたので、１番のところの関係は、この間の書類の中の範囲は結構でございます。あと、パースを見せていただいたんですが、ここで１つ、カラーのパースをいただいたんですけど、完成にあたりましてこれが最終図面かという形の予想図という形で出ていますので、これが変わっていくというふうにするとまた金がかかるんですけど、ここの宣伝効果というんですか、シンボル的なものを必要じゃないかと。ここに、右端の方に看板が１つ写って、もう一つ左の方にもあるかと思うんですが、せっかくこれだけの直売所を建てるわけですから、屋根の上にせせらぎの里甲良というようなことが目立つような看板設置とか、それは別なところでお考えならまた別の話なんですが、あるのならそれは結構なんですけど、これだけの大屋根があるわけですし、今のエコ対策にもなってきますので、太陽光発電ですね。その辺が屋根に設置できれば少しでも電気代が助かるとか、そういうことが検討できないかなというようなことも考えますが、いかがなものでございますか。

〇藤堂議長　直売所準備室長。

〇阪東直売所準備室長　せせらぎの里甲良のシンボル的なものという質問でございます。

整備計画図のところに、ちょうど中央の道路と国道の交差点のところなんですけども、駐車場の一角のところにあずまやと書いているところがございますけども、ただいま検討中なんですけども、ここら辺にせせらぎの里の宣伝といいますか、そういうような宣伝効果を含めましてせせらぎの里をＰＲできるようなことも考えられるのではないかということで検討中でございます。

以上です。

○藤堂議長　西川議員。

○西川議員　今のことで検討されているというところなんですが、相当大きなものにしないと、自動車から通っても目の前にあり過ぎて何が何やらわからないというところもありますし、私もラジオなんかをよく聞いて畑なんかをしておるんですけど、道の駅訪問という時間帯があります。その辺のところで聞いていますと、やはり屋根が特徴があるというようなところ、ここは目立ちますというような話がいろいろ出ていますので、今のこのままではちょっと黒っぽい感じがするんですけど、あれは何だと言われることのないような施設に持っていって、やはり客引きが大事なわけですから、その辺のところをいろいろと検討していただきたいと。太陽光発電のものは、今ちょっと返答がなかったんですが、荷重に耐えられないのか、その辺の問題もあると思うんですが、その辺はいかがなんですか。

○藤堂議長　西川議員、通告書に太陽光発電のやつは来てませんけどね。却下します。

　西川議員。

○西川議員　それじゃ、次に、２番目の採算性と問題点と改善点という形でお聞きしたいと思います。

　売り上げの方はきのうの資料でわかるわけですが、質の方が今どういうふうな状態になっているのか、その辺が、採算が、販売員の方の費用は賄われているとか、それ以上に営業利益が出ているとかというような話がお聞きしたいのと、きのうもちょっと話が出ていましたが、今後の対策としては駅長さんが要るんじゃないかという話が出ていましたが、現状の進展ぐあいをお聞かせ願います。

○藤堂議長　準備室長。

○阪東直売所準備室長　現在の経営の状態でございます。現在のところ、直売所の売り上げのところから１５％の手数料が直売所の収入ということでなっています。７月に販売員さんを追加いたしまして、そしてまた、１０月ごろに販売員さんを追加しております。直売所の経費の中から現在出ておりますのは、販売員さんの人件費と、そして光熱水費でございます。現在のところ売上高も順調にいっていますので、販売員さんの人件費と光熱水費関係に関しましては賄えているような状況でございます。

　それと、今後の課題ということで、運営協議会と直売所でも経営と直売所の生産関係は別個に考えるという基本的な合意がございます。来年度直売所が完成をいたしますと、当然公設民営でございますので、別の組織の運営ということになってきます。できるだけ早いこと駅長さんといいますか、責任者の方を選定することが一番重要な事項というふうに考えております。

以上です。

○藤堂議長　西川議員。

○西川議員　それと、あとは１つお聞きしたいと思います。改善点の中での話なんですが、私自身も品物を出させていただいているわけなんですが、見ていると、単価と品質といいますか、ばらつきがちょっと大きいんじゃないのかなというようなことも思いますので、ええやつは高く売られるのは当然だと思うんですが、悪いやつの方が何か高いようなときもあるし、その辺をどういうふうな売り方をしていくかというような形を、しょっちゅう来られて指導はされているようなんですが、単価を変えるというところは多分やられていないんじゃないかというふうに思うんですが、その辺、今、改善されていく気はあるんですか。

○藤堂議長　準備室長。

○阪東直売所準備室長　直売所の会員さんに関しましては、ここ３カ月ぐらいで３０人近く増加しております。この中にはプロの方とか、そして、始められまして時間もあまりない方とか、さまざまな方がおられます。直売所の役員会でもこういうようなことに危惧感を感じられています。特に品質に関しましてよい、悪いが顕著に出てきていますので、出荷の規格の統一とか、陳列関係の賞味期限とか、こういうようなことに関しまして部会単位、そしてまた役員会等々で積極的に改善を考えているところです。

以上です。

○藤堂議長　西川議員。

○西川議員　せせらぎで最後に、組合員の数が１０６名になっているわけですけど、町内の人が何名、町外の人が何名という数を教えてください。

○藤堂議長　準備室長。

○阪東直売所準備室長　手持ち資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。

○藤堂議長　産業課長。

○茶木産業課長　会員の内訳でございますが、町内が９１名、町外が１５名でございます。

○藤堂議長　西川議員。

○西川議員　若干食い違いますが、おおよそそういう形だという形でございますね。

じゃ、次、３番目の各集落の保有資産の営繕についてということでお尋ねします。

今、各字の町有保有資産がどれだけあるかということで提出願いたいということでやっておったのが、これでいいという形でございますね。

土地とかその辺はちょっとあれなんですが、グラウンドなんかがあちこちにあると思うんですけど、その辺はほぼ町の資産という形で理解しておってよろしいんですか。

○藤堂議長　産業課長。

○茶木産業課長　字の方でグラウンドがあります。それはやはり字の方の資産ということで認識しております。

○藤堂議長　西川議員。

○西川議員　これの税金関係はどういうふうになっているんでしょうかね。

○藤堂議長　税務課長。

○建部税務課長　課税はしておりません。

○藤堂議長　西川議員。

○西川議員　課税をしていないということは、町が管理しているという理解でいいという形ですかね。

○藤堂議長　産業課長。

○茶木産業課長　町名義になっておりますが、それはいわゆる集落と行政との中で取り交わしてございまして、いわゆる字管理ということでやっていただいていますので、ご理解のほどをお願いします。

○藤堂議長　西川議員。

○西川議員　いろんなものが、構築物があるわけなんですが、いろんな建て方がされていると思うんですけど、町が建てられた分、それからむらづくりの補助事業でやられたやつだとか、いろんなケースがあるかと思うんですが、大分建てられて年数がたっているというようなところのものがございまして、先日の台風被害で、金屋なんかですとあずまやの屋根が飛んでしまった、屋根のトタンみたいなものが飛んでしまった。それを区長は自分の判断で取りかえたんですが、後からいろんな人から、あれは町のものやから町でやってもらわないかんという話が出てきまして、今、総務課長の方へいろんなお尋ねをしたんですが、こういうものが各集落あるかと思うので、こういう場合に、費用が結構かさむので、協議費の中から、少額なものならいいんですが、高額になってきますとまた苦しくなってまいりますので、その辺のところを町の方で何とか検討してもらえないかということでお尋ねしたい。よろしくお願いします。

○藤堂議長　産業課長。

○茶木産業課長　基本的な部分で、いわゆる公的機関の中、いわゆる道路とか河川の中にいろんなそういう整備をされている部分もございまし、また、字の中にそういう施設をつくって維持管理されている、いろんなケースがあります。そういう中で、基本的なベースで考えますと、字で維持管理をされて

いるグラウンド、そこにある部分については補助金が入っていない部分もあろうかと思います。

逆に、町の方から補助金を字の方にお支払いをして字の方で整備されてきた経緯もございます。その辺についてはしっかりと見きわめを、字の方でお願いして、修理なり、そういうことはやっていただきたいなと、そんな思いをしているわけでございまして、また、公的機関のそういう施設の中にある部分については、調査も今年度にやっていこうというふうな思いをしておりますので、その辺については各集落、お手元の方に設置の、約３６個出しておりますが、それについては順次調査をして、どういうような形で整備をしていくのかというのは関係課と協議をしながら進めていって集落でまた協議をして方針を決めていくというふうな考え方で整備というか、整備の骨子案というものを定めて入るということで考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○藤堂議長　西川議員。

○西川議員　そういう形でいい方向へ行くようにお願いしておきます。よろしくお願いします。

次に、前回も質問したんですが、今回、また別な角度からで、人口減少問題についてお尋ねします。１番に、現状で人口が滋賀県で一番小さな町という形になって、何でも１番がいいものだと思っていたんですが、一番小さなというのはちょっと情けないというような気持ちも持つわけですが、これ以上減らしていかないというふうにもって、増える方向でもって考えていかないかん問題だと思うんですが、甲良町が抱える問題としていろんな問題があるかと思いますので、ちょっといろいろとお尋ねしたいと思います。

国調で、前回の調査と今回調査で、１５歳まで、６７歳、６５歳以上と質問事項で出しておきましたですが、どんな感じになっていますでしょうか。

○藤堂議長　住民課長。

○中川住民課長　国勢調査につきましては、質問でいきますと１７年と２２年の国勢調査の報告ということになるんですが、２２年度の国勢調査につきましては、議員が言われている集落別、あるいは年齢別の細かな数字の報告がまだ町の方にはおりてきておりません。申しわけないんですけれど、全体の数字ということで、平成１７年の総人口が８，１０３人、平成２２年が７，５００ということで６０３人の減で、率にしますと７．４４％の減少になっているというところしか今のところは報告ができないということでご了承いただきたいと思います。

○藤堂議長　西川議員。

○西川議員　この間のことですのでまだまとまっていないんだとは思うんです

が、町内の中でもやっぱり増えている集落と、減っている集落があるかと思いますので、その辺のところが知りたかったんですが、またの機会に教えていただきたいと思います。

それから、２番目の問題としまして７．４４％の減少という形で来ているわけですが、新の甲良町の計画があるわけですけど、新総合計画ですね、その辺があったんですが、この辺でいきますと、人口の比率が、予測が７，５００人になるという目標値、平成２７年で人口が７，８００という予測を立てられておるんですが、先月もありました広報を見ていますと７，５０２人になっているんですよね。これが平成２３年で突破しているという形に来ているわけですけど、その辺のところを今後の、ますますそういうことがきつくなっていくんじゃないかと、このまま放置しておけばですね。その辺のところを思うんですが、施策としてどのようなことをやっていく。何回も聞いているようですが、企画監理課長のおっしゃっている話の、今までお答えになった話以外に何かこういう手だてを考えるというような話がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○藤堂議長　企画監理課長。

○米田企画監理課長　それでは、前回の議会のときも西川さんの方からお話がありました。そうした中、基本計画、新総合計画を甲良町としても平成２１年の３月に町内を一巡いたしまして町民意識調査をやってきておりました。それをもとに新総合計画を立ち上げてきたという経過がございます。

そうした中において近年の人口の減少とか、また、少子高齢化については、当然議員もおっしゃるように地域の活力の低下や税収の減少を招くことにより町にとって大きな、そして避けては通れない問題となってきております。今後この状態につきましては、まちづくり事業の主要課題の１つとして人口減少防止対策を総合計画に基づいて、特に福祉、教育、健康、まちづくりを総合的に取り組んで、また進めていく必要が重要であるというように認識しております。

その総合計画の中にあります調査の中ですけれど、特に重点改善施策といたしまして、公共交通の利便性、また雇用対策の充実、地域における青少年の健全育成、また防犯対策の充実などが挙げられておるところでございます。具体的には、行政といたしまして、本町において子どもを育てやすい保育や教育環境の整備、女性が子どもを産み、育てながら働き続けられる環境づくりなどを主要課題として取り組んでいきたい。

また、前回もお話しさせていただいかもわかりませんけれど、企業誘致を推進することにより雇用の場の確保を進めていくことも大切なことだというように思っておりますが、この候補地については限られているということで、

甲良町が今まで取り組んできました自然環境の保全と調和を図りつつ、計画的な土地利用について検討が必要であるというように考えているところであります。

○藤堂議長　西川議員。

○西川議員　先ほどは失礼しました。７，５０２人と言いましたけど、７，８０２人でございますので、訂正します。それで、平成２７年が７，８００だから平成２３年でこの数字になったということが言いたかったのでございます。

それから、これに関連しまして、町長にお尋ねしたいんですが、古河ＡＳの関係は、今どうなっていますでしょうか。

○藤堂議長　町長。

○北川町長　古河ＡＳさんについては、以前にも報告をさせていただいておりますが、遺跡調査の方の試掘の方もすべて終わりました。したがいまして、今現在は第二種農地を農転をするという形で手続を今進めている。そういう状況でありまして、地権者の方もすべての方と合意をいただいております。

したがいまして、約3万2，０００平米、３２反の面積が、いわゆる地権者の方々が全部協力いただくということになりましたので、約1万坪弱になるのかなというような思いです。その1万坪の周囲の方に比較的試掘の結果遺跡があったというようなことで、中心部分の方で工場を建てるということが可能になったというようなことで、今後は用地の許可がおりれば造成に入るというような段階の手前まで来ているというようなことです。

したがいまして、最終的には今ほど出ました雇用の問題、これも最終的には1，０００人余りの従業員の規模に古河ＡＳさんとしてはしたいというような思いをしておられるらしいということなんです。

それと、事務所棟の方も本掘調査がすべて終わりました。したがいまして、事務所棟の方は5階建て、工場棟は3階建てという形で今後は計画としては進められるということでありますので、こうした企業が工場を拡張することによって従業員が増える、雇用も増える。そういう中で雇用対策も甲良町としてもしてもらえる。あるいは、できたら甲良町の中にその人たちが住んでもらえる、そういう環境づくりを我々も進めていくということが責任が1つはあるのかなというような思いもいたしております。

○藤堂議長　西川議員。

○西川議員　順調にいっていただきたいと思います。よろしくお願いしておきたいと思います。

これに関連して、ちょっと質問事項には入っていませんが、提案としてお考えいただけないかなと思っていることがあるんですが、もし古河ＡＳが3

万２，０００平米の用地を取得したということになってきますと、今現在田んぼなわけですけど、多分それは犬上川土地沿岸改良の水が流れているんだと思うんですけど、その辺の水が余ってくる勘定になるわけですけど、その辺をせせらぎの里のところの、今水が流されていますけど、そこへ滝でもつくって余った水を滝でもつくることが検討できないものなのかなというような気持ちも思っていますので、お含みいただきたいと思います。

それから、３番目に、新総合計画の中で豊かな農村を将来像としてめざすとなっていますが、現状で専業農家の方が今どれぐらいおられるのか。いろんな問題が今農業問題で世界的にも騒がれているわけですけど、甲良町の専業農家とか、いわゆるこの方たちが営農だとか、いろんなことをおやりになっておるんですが、これでバラ色になっていくような農業が施策になっていくのかどうかというようなことを、今、産業課長にちょっとお尋ねしたいと思います。

○**藤堂議長**　産業課長。

○**茶木産業課長**　専業農家、いわゆる農業者でございますが、農家数で言いますと４４７件が甲良町では農家数でございまして、専業農家は５４件の専業農家ということでなっております。また２４年度の「県民手帳」にも載っておりますので、またご覧いただいたらありがたいというふうに思っております。

バラ色ということでご質問いただいているわけでございますが、国の政策が相当農業政策も変わってきている現状がございます。新たな方向が打ち出されて、２３年度から私たちの行政も地元指導にも苦慮している状況でございます。１つには、戸別補償の直接払いという形で、１反当たり１万５，０００円の交付をしていこうということで、行政の方の一般会計を通らずに直接国の方がお支払いをされる。その事務で私どもの局もいろいろと調整をしながら進めております。それにかかわる水田調整につきましても転作の部分でいろんな方向が変わってきている状況で、なかなかそういう説明にも苦慮している状況でございまして、甲良町につきましては水稲単一型の農業でございまして、そこには新たに大豆、麦の栽培をやりながら農業経営を立てている集落、いわゆる認定農業者、また営農集落がございまして、そういう中でしっかりと取り組んでいただいて、そういうことからも、いわゆる農業機械のコスト縮減をしながらそういう農業をしていこうというふうな取り組みもされているものでございまして、議員がおっしゃられているバラ色ということにつきましては、なかなかご答弁がしにくいのでございますが、ある一定の方向で国が示された方向で頑張って生産をされておられる。

一方では、直売所の開設に向けて、町も単独で補助を出しながら、いわゆ

る果樹、花卉、また野菜の生産、ハウスの補助なりをやりながら収入面の増加にも努めていただくということで取り組んでいるものでございますので、バラ色とはなかなか言いがたい部分もあるかと思いますが、順次そういうことで農業者も頑張っておられるということでご理解をいただけたらありがたいと思います。

○藤堂議長　西川議員。

○西川議員　確かに苦しいと思います。この中で今ちょっと質問事項の中に、税収面から見て人口比率云々をやっておったんですが、出ていますでしょうか。出ていなかったらまた後でも結構なんですけど。

○藤堂議長　産業課長。

○茶木産業課長　農業の収入については、国勢調査が出ておりますが、また後でご報告させていただければと思います。

○藤堂議長　西川議員。

○西川議員　現状で甲良町は耕作放棄地がないという形でなっているかと思うんですが、隣町の話なんですが、１町ほどお持ちになっている方が営農か何かにお預けになっておると。その辺でこの間、来年からちょっと金をもらえんやろうかという話があったというような話で、どういう事情で言っておられるのか、そこまで詳しくは聞かなかったんですが、本人としては、それやったらそのままにしておいてくださいと。私は百姓もしませんから、草を生やしたままにしておきますというような返事をされたようなので、結論は聞いていませんけど、それなりの立場のある方のお話でしたのであれなんですが、甲良町はないということで心配は要らんかと思うんですが、お隣の多賀町ではそのような話が出てきているというようなこともちょっとお知らせしておきたいと思います。

　次に、防災計画についてお聞きします。

　原発の関係で、現状で今県だとかいろいろとお取り組みになっているかと思うんですが、会議なんかに出られていると思いますので、この辺、４番目までぐらいまとめてお答えいただければ結構でございます。

○藤堂議長　総務課長。

○山本総務課長　４番までということで言わせてもらってよろしいでしょうか。ちょっと長くなるかもわかりませんけれど。

　それでは、現時点では、１番の進展状況のお話でございますけども、現時点では県での防災計画見直しの検討委員会、あるいは防災連絡調整会議に出席をさせていただいて情報収拾をしているという現状でございます。特には２３年１１月１日に原子力施設等防災専門部会、防災指針検討ワーキンググループがまとめました原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地

域に関する考え方の報告を受けておりますので、それのご説明を申し上げたいと思います。要は、原子力防災の指針のワークグループがまとめた重点的に防災対策をする地域ということでのエリア分けでございます。

お手元の方に資料を渡させていただいております。参考資料ということで、防災対策を重点的に充実すべき地域についてというものをご覧いただきながら説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

現時点で東日本の原発の事故の教訓やら国際基準をふまえまして一定の整理がされつつあります。その中で防災対策を重点的にする地域について、現行では左側ですけれども、ＥＰＺということで、範囲は８キロから１０キロというものでございます。こういうふうなことの基準がありましたので、滋賀県でもあまり大きく防災危機計画の中に取り入れておりませんし、各市町については入っていないというふうな状況でございました。

これにかえまして、右側の見直し案でございますけども、予防的施設措置を準備する区域、ＰＡＺ、これが約５キロメーターという範囲でございます。重篤な被害を回避するために直ちに避難をする地域と。とにかく退避するエリアというものでございます。

そして、緊急時防護措置を準備する区域、ＵＰＺ、おおむね３０キロという範囲、これについては避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用を準備する区域ということで決められておりまして、段階的に避難をするための計画を策定する必要があるというものです。最悪的には長期的な退避もあり得るというエリアかと思われます。

続いて、ＰＰＡという範囲でございます。これは、プルームと申しまして、放射性物質を含んだ気体、あるいは気体状、あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団がかなり広範囲にわたって飛び交いますので、そういうプルーム通過時の被曝を避けるための防護措置を実施する地域。これがおおむね５０キロというものでございます。屋内退避を中心に措置をしていくということで一時的に避難していくというエリアでございます。

そういうふうな形での見直し案が出てきておりまして、今後の甲良の防災計画の中にも反映をさせていくということになろうかと思います。

次に、２点目の、放射線測定器具はどれだけ保有しているのかということでございますけども、現状は１台もございません。そこで、１２月補正で計上させていただいて、先にもご質問をいただいたとおり、約６３万円でサーベイメーターを購入させていただこうと思っております。

３点目の、万一原発事故が発生した場合の放射性物質の拡散予測、シミュレーションを保持しているかということでございますけども、これにつきましてはもう１枚お手元に置かせていただきましたカラー刷りの琵琶湖があり

ますけども、大気シミュレーションモデルによる放射性物質の拡散予測というものでございます。これは、１１月２５日に公表されまして、次の日の新聞にも載っておってご覧いただいておるものと同じものでございます。特には防災対策を実施する地域は高島市と長浜市と、３０キロ圏内の位置というふうなこともございます。

これは県が独自にシミュレーションをしたものでございまして、ここにも書いておりますように、ヨウ素の放出量によって算定をしております。２０１０年のアメダスのデータをもとに琵琶湖環境研究所がはじき出したものでございます。図示されているものは６０ケース分のシミュレーション結果からということでございまして、新聞でもご覧いただいたように、この調査によりますと甲良は入っていないという状況でございますが、先ほど国の基準の３０キロ、５０キロの範囲を超えてヨウ素の影響があるというふうなことが言われております。２０１０年のモデルということでございますけども、年によって影響範囲が変わってくるという予測もありますので、今後検討してまいりたいという思いでございます。ひとまず２０１０年のデータでは安心というふうなことかと思います。美浜の発電所と、もう一つ、大井の発電所のデータでございます。

避難所のルート計画、先とか、そんなことでございますけども、現在は県の方針もまだ定まっておりませんので、したがって検討にも至っておりませんので、今私どもも持ち合わせていないという状況でございます。

以上でございます。

〇**藤堂議長**　西川議員。

〇**西川議員**　シミュレーションの関係で、５０キロ圏内の場合には入ってくるんだと思うんですが、今、けさもお話がありましたが、モニタリングの関係で滋賀県下８カ所というような形でセッティングされていくようですが、一番心配なのは冬場のこういうことが発生したときに、もう北風が吹いてくることは間違いないわけですから、鈴鹿山系に当たって落ちるという発想があるかと思いますので、その辺で、ここら辺に降らなくても山の上に降っておったらまた同じような形になるかと思います。その辺のところで今後の話として、今彦根市には１カ所できるようなんですが、いつも思うんですが、山の上の方にもそういう測定箇所を設けていただけるといいかと思いますので、ちょっと要請しておきたいと思います。

それから、避難ルートの関係は、当面は考えておられないということなんですが、これで見てみますと逃げるのは大津の方へ逃げる以外手はないのかなという形でありますので、その辺のところが今後の課題になってくるんだろうなというふうにも思います。

それから、次の５番目としまして、節電要請を町民や企業にはどのようにやっておられるかという形で、広報だとか、いろんな形で出ているのは存じておるんですけど、本格的になってきた場合にこれでいいのかどうかというようなところで、まだこれ以上におやりになっている、やっていかないかんと思っておられるか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○藤堂議長　総務課長。

○山本総務課長　おっしゃっていただきましたように、公共施設に節電のポスターを掲示させていただいたり、集落では節電パンフレットも配付して回覧をいただいているということでございます。関電の方は直接各個人宅にテレビ、あるいは新聞等で、また折り込みもされているというふうなことで要請はされておりますけども、今後甲良町の方では町広報で掲載をさせていただいてＰＲに努めていきたいという思いでございます。

また､電気予報という予報がインターネット上で公開されておりますので、それを見ていただくということになりますし、緊急逼迫時につきましては、町の方でメール等で配信されてくるということでございますので、ご家庭へのご協力というふうなことで防災行政無線等を通じて働きかけをさせていただこうという思いでございます。

○藤堂議長　西川議員。

○西川議員　わかりました。その辺、よろしくお願いしておきます。

それから、県内の電力に関しまして、原発の依存度というのがどれぐらいあるかというようなことは県から発表になっているんでしょうか。

○藤堂議長　総務課長。

○山本総務課長　このデータを取るのがなかなか難しくて、県からの発表はございません。そこで、関西電力の方に数値をちょっと依頼をさせていただきました。要は、滋賀県の電力の原発依存度という、滋賀県だけというわけやなくて、当然ながら関西エリア全体でというふうなことになってくるということでございますけども、今の電力発受電の電力量に占める原子力発電の電力量の比率で見ますと、現在２３年１０月時点では２１．７％が原子力というふうなことでのものだと言われていました。ちなみに、２２年１０月では４８．２％という数字をいただいております。ちょっと具体的にはわかりませんけども、大づかみでそういうふうなものでございます。

○藤堂議長　西川議員。

○西川議員　今、総務課長がおっしゃった後の方の４８．２というのが、私も５０％近くが原発依存度だと。今言われた２３．１というのは、節電の絡みから来ているものだと思うんですが、いずれにしても活性化していけば電力不足になっていくという発想で来るんですけど、ここで一番心配なのは、原

発が全部とまるわけですから、融通の話は別としまして、水力発電だとかその辺が出てくるんですけど､木曽川水系に関西電力はようけ持っていますが、あれもやっぱり水不足事態を考えたときに、一番に優先されるのが飲み水、農業用水、それから電力と。電力と農業用水は、いわゆるダムをつくったときの関係がありますから逆転するかもわかりませんけど、水不足になったときには相当苦しい状態になるんじゃないかというようなことも予想されますので、次の話になるんですが、代替エネルギー関係ですね。その辺、甲良町としては、小さな町ですので、そんな大げさなことはできるわけないかもわかりませんが、何らかのことをやっていかないかんのじゃないかなというふうにも思いますので、その辺のことに関して何かありましたらお聞かせください。

○**藤堂議長**　総務課長。

○**山本総務課長**　今現在、甲良町でということは考えられてはないわけでございますけども、施策の中で太陽光発電の設置補助、あるいは小水力への実証検査をさせていただいておるというふうなことから、来年度におきましての太陽光発電の予算計上をさせていただきながら、そういうふうな取り組みを地道に続けさせていただきたいという思いでございます。

○**藤堂議長**　西川議員。

○**西川議員**　電力がなくなればみんな冬場は寒い、夏は暑いというような形に追い込まれるわけですので、それから産業も活性化しないというような形だとかいうことで、ますます悪い傾向になっていくかと思いますが、その辺がないような施策が今とられているわけですから、その辺に協力していくような形でやってもらいたいと思います。

今、私が聞いていると、間伐材を火力発電に持っていったらどうだとか、いろんな話も聞くわけですけど、それにしても手間がかかるし、その辺のところの問題も、相当追い込まれた状態にならないとやれる問題ではないと思いますし、その辺のところをみんなで頭を働かせながら、よりよいまちにしていきたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○**藤堂議長**　西川議員の一般質問が終わりました。

続いて、２番　丸山光雄議員の一般質問を許します。

○**丸山光雄議員**　２番　丸山です。

一般質問に入ります。

私が町民の皆さんのご支援で議員にならせていただいてから７カ月過ぎました。私の感覚では５年以上のいろんな経験を、初めての経験をさせていただきました。初めてのことばかりで甲良町議会の決定で町政全体が予算の使

い方、運営の方向などが決められていくという責任の重大性を感じたことは何よりも新鮮な印象でした。

私はこの議会に、甲良町が長年抱えてきた懸案の問題、町民の願いと言ってもいいでしょう。同和問題解決のため、行政は何をすべきか、ほんの基本を、ごくさわりですが述べさせていただきます。

私の子どもたちの年代は、もはや同和地区とか、一般地区とかの区別をしない考え方が広がり、そのことを特別な問題とすることが要らない。特別することが要らない人間関係。社会の中で自由に生活しています。私も若いときから東京で働き、世帯を持ち、そのことにはこだわらない生き方をしてきたつもりです。

地域全体の生活環境が周りと比べ遅れた状態だったことは事実です。しかし、かといって一般地区の人々が悪いだとか、一般地区の人に責任があるとか、思ったことは一度もありません。部落解放問題を勉強するうちに、部落解放同盟の議論のうちに、部落外の人間はすべて差別だという考え方が彼らの運動の基本になっていることを知り、部落解放同盟幹部の数々の利権あさりを見るにつけ、こんなことをしていては信頼もされないし、町民の融合はいつになってもできないなと思うようになりました。

ましてや甲良町行政が下水道の負担金の差をつくること､差をつけること、固定資産税の減免を続けることなど、解放同盟のいいなりで主体性を持たないことは根本的に間違いだと思います。

先ほど言いましたように、地域の垣根にこだわる必要のない現在、私たちの暮らしが広がってきています。私たちも当時は、１つに、暮らし応援、福祉・医療、教育などを充実を進め、貧困と格差の拡大を和らげること、社会弱者と言われる人々を一般行政の中で地域の区別なく支援することが重要です。

２つ目、部落解放同盟の横暴、利権あさりを厳しく退けること。

３つ目、特別施策を早期に終了すること。この３点を提案します。

北川町政にあっては、同対事業を進める根拠となる法律が終了して７年が経過しています。また、特別地域の特別な融合を行う必要がなくなっている今、同和行政で生じたマイナスの面を改善されるよう、公正な後始末と言えばいいでしょうか。このことを強く望みたいと思います。

また、町職員が、地方公務員法の定めにあるところの全体の奉仕者に反した行為を行った場合には、北川町長はきっちりとただす指導を行っていただきたい｡町政全般に対する町民の信頼を回復させることが重要だと考えます。こういったことを解消すれば、人口も増すし、住みよいまちになるのではないかと思います。

次に、具体的な質問に入ります。

燃えるごみの年間を通じて週２回収集について質問します。

９月議会では、甲良町行政としては問題意識を持っていないことはないと答弁したが､週２回実施できない原因は何なのか､回答をお聞かせください。

○藤堂議長　住民課長。

○中川住民課長　９月にもお答えをさせていただいたと思いますけれど、まずはリバースセンターの処理能力が依然として稼働の量を超えているということがございます。ごみの量としましては全般的にはやや微減ということも含めまして、さらなるごみの減量化が必要ということが１点、それと、ごみの集積につきましては、字の役員さん、あるいは字の住民さんの管理にお願いしているという部分が多々ございます。そのことも含めて地域の方々との理解と協力を得なければいけないということもありますので、その辺をふまえてどういうような方法で収集をやっていったらいいかということを考えていかなければならないということがございますので、今のところは週１回でお願いしたいということを思っております。

○藤堂議長　丸山議員。

○丸山光雄議員　住民の管理能力と言いますけど、前回にも述べたように、写真やら検討するという意見でありますので、できるだけ早く２回収集になるようにお願いします。

こういったことで私たちがアンケートに寄せられた一部を紹介します。燃えるごみの週２回収集をせめて６月から１０月にしてほしい。生ごみの処理が大変。家庭ごみをドラム缶で平気で燃やすのはやめてほしい。網戸にもできず､節電もできない。近所迷惑だ。またこのような声も寄せられています。

毎日あちこちでごみを燃やすにおいや煙で困っています。プラスチックやビニールの燃え残りがあり、農作物にダイオキシンが降り注いでいる。干した布団が使えなくなるほど臭いことや、洗濯物を洗い直すこともよくあります。頭痛や吐き気がする化学物質、アレルギーがあることもダイオキシンの発がん性のあることをもっと周知してほしいと町や県に要望書を出しましたが、何の動きもありません。近所のおばちゃんに説明したら、やめた方もいた。なぜ燃やしてはいけないのか、わかればやめる人ももっといると思います。これは２０代の女性の方からのご意見でした。

これらのアンケートを聞いて、課長、町民の強い要望に応えて、年間を通じて週２回の収集を実現すべきだと思いますが、いかがなものでしょうか。

○藤堂議長　住民課長。

○中川住民課長　今、議員が言われたようなお話は、私も耳にしております。しかしと言いまして、週２回にすることだけがその問題の解決にはならない

のではないかということも考えております。

平成１９年、２０年に町の方で住民さんの意見を聞いているというデータも町には持ち合わせておりまして、今、言われたような内容の同じようなことも聞かされております。そのことも考えまして、週２回のやる、やらんだけではなくて、いわゆるごみを燃やす、燃やさない、いろんな問題があると思いますので、その辺も含めてどのような解決がいいのかということを考えていきたいというふうに考えております。

夏場の週２回といいますのは、今ちょっともうちょっと幅を持たせたらどうやというような話やったと思うんですけれど、今のところは今年と同じようなことでというふうには考えております。

○藤堂議長　丸山議員。

○丸山光雄議員　前回とあまり変わらん回答ですけど､この前も言ったように、隣の豊郷、あそこでは甲良町よりも量としては少ない方です。にもかかわらず、豊郷町では２回収集している。それと、多賀町も、愛荘町にも週２回の収集をしています。滋賀県内でも週２回をやっていないのは多分甲良町だけだと思います。私の感覚から。

ですから､ぜひとも２回するようにお願いして､また次の質問に行きます。

来年度からごみ収集を実施していただきたいんですが、最後に、町長にこのごみ収集の問題について詳しいというのをちょっと聞いたことがありますので、町長の見解としてお聞かせ願いたいんですけど。

○藤堂議長　町長。

○北川町長　私はあまりごみ収集について詳しいと言われたことは一度もないんですが、住民課長が言っていますように、確かに夏場は生ごみが結構においもするというようなことで、できることなら週に２回にするということも１つの方策かとは思います。

しかし、基本的にはごみをいかに減らすか、減量するか。そのためには、私は議員のときに、実は生ごみ処理機を各家庭に補助金として出していただいて、それぞれの家庭で生ごみを有機肥料に変えてくださいということを提案を申し上げ、そして、大変多くの家庭で今現在も生ごみ処理機が多分採用して、それを使っている家庭が多いんじゃないかなと。その当時は多分１台につき最高限度額３万円という形で生ごみ処理機の補助を出しておりました。

今現在は２万円の補助を出しているというようなことで、できるだけそういうことを活用していただいて生ごみ処理をしていただいて、できるだけ生ごみを出さない、そういうようなことを個々の家庭も考えていただけたら大変ありがたいと、このように思います。

○藤堂議長　丸山議員。

○丸山光雄議員　２万円の補助を出すより、そういう補助があればごみ収集の方に回していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、住宅リフォーム補助制度を利用しやすいように改善するように課題について質問します。

この住宅リフォーム補助制度は、全国の２００を超える自治体に広がっています。この制度は家計応援になり、地元中小建設業者の仕事起こしとなり、地域経済の活性化につながると思います。一石三鳥の効果と言われて、現に積極的に活躍している自治体では、その効果を具体的にあらわれていることが一般紙でも報告されています。

今回、西澤議員の何回かにわたる質問、提案を受け、豊郷町、多賀町に次いで創設されました。しかし、制度全般、運用の上で改善する必要がある面も明らかになってきたのではないでそしょうか。

１つは、今年６月１日付でこの制度を知らせるチラシを区民を通じて配布されましたが、受け付け期間などをどのように設定したのか、お答え願います。

○藤堂議長　産業課長。

○茶木産業課長　今、丸山議員から、住宅リフォームの改善をということで、制度改善のお話でございます。

私たちもこの２３年度から新たに住宅のリフォーム制度を創設しました。この中でどういう形で町民の皆さんに徹底をしながら進めていくのかということは、産業課の内部でも議論し、また、犬上郡の関係の市町にも問い合わせをしながら徹底をしていこうということで、内部でも議論して形にしたものでございます。

まずは、事前申し込みをとっていこうというところで今年度は始めさせていただきました。６月１日に全戸配布をして受け付けは６月２０日から７月８日までということで、第１期については、町民のこういう黄色いチラシをわかりやすくということで、普通の用紙じゃなくてちょっと黄色い分で全戸配布をさせていただいたものでございます。

２期目については、また８月２０日から９月２０日までという形で１カ月間の募集期間をとって、町民に周知徹底をしてきたものでございます。

以上でございます。

○藤堂議長　丸山議員。

○丸山光雄議員　１カ月余りの間をとってきましたけど、これではあまりにも短期間であり、町民の方がそれでは長年思案してきた住宅の修繕をこの制度でやってみようかという考える期間もないのではありませんか。甲良町には防災無線で住宅リフォーム補助制度の説明と受け付けの放送をされましたか、

お聞きしたいんですけど。

○**藤堂議長**　産業課長。

○**茶木産業課長**　今回については防災無線では広報はしておりません。あくまでもチラシでもって、皆さんの目で見ていただいてやっていこうというふうな考え方でもってチラシの配布をさせていただきました。

○**藤堂議長**　丸山議員。

○**丸山光雄議員**　せっかく防災無線で高い金をかけて投資したものですから、どんどん利用していただきたいと思います。

　もう一つは、制度の運用問題です。補助を受けられる条件は、町内業者を使った場合となっていますが、発注が町外業者であっても下請など、実際には町内業者が施工していれば制度の対象とすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○**藤堂議長**　産業課長。

○**茶木産業課長**　先ほども丸山議員さんの方からリフォーム制度についてお話がございました。そのとおりでございまして、あくまでも私たちは町内業者の雇用、経済対策の一環というふうな考え方がございます。住宅リフォームはその手段ということで、住民が直していただく住宅に対しては、やはり町内の業者の方が入っていただいて、ともに収益を上げる、また、補助をして快適な生活をしていただくというふうな部分かなというふうな思いをしておりますので、町内業者の方でお願いをしている。いろんな仕事、家の方を改修すると、電気屋さんが要るとか、タイル屋さんが要るとか、いろんな業種がございますので、それはやっぱり町内にない業者については下請を入れていただいて、そういう町外の人も使っていただきながら、この制度の運用をしているところでございますので、あくまでも町内の業者さんでお願いをしたいと、このように考えております。

○**藤堂議長**　丸山議員。

○**丸山光雄議員**　ということ。この矛盾点が出てきますので、制度の志向を活かすためには町内の下請業者を使うという制度をつくる必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょう。

○**藤堂議長**　産業課長。

○**茶木産業課長**　町内業者を使って下請ということは、逆に考えたら、町内業者の方が施工者となるということが考えられるというふうに私は思いますので、施工者は主になる人が町内の方ということでお願いしたいと思います。

○**藤堂議長**　丸山議員。

○**丸山光雄議員**　チラシを配られた以降、この制度を知らずに着工した町民にも制度を適用し、制度の徹底と併せて改めて受け付けを行い、救済すべきと

思いますが、その際、今年６月以降の着工であるなら何らかの正確な証明があればよしというように改善すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○藤堂議長　産業課長。

○茶木産業課長　この制度については、町民の方に知らせてきたのが６月１日に区長配布のときから知らせてきた経緯がございます。そのときにも、このチラシを見て４月ごろに工事をされた方が、こういう制度にならないかというふうな問い合わせが５、６件来ておりました。それについても町内業者という表現でもございますし､いろんなこともございました｡いろんな方向で、今工事をやっているんですが、どうですかとかという問いかけもあったのは確かでございまして、そのときにもあくまでもこの制度を今から始めるのでその辺についてはしっかりとご理解をいただいて、補助を出していきたいというふうなご説明もしておりましてお断りも経緯もございますので、今の段階については救済をどうするのかということについては、そういうお断りしている部分もございますので、救済については考えておりませんので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○藤堂議長　丸山議員。

○丸山光雄議員　これでもだめでしたら、大体期間が短いんです、チラシを出してから。遅れるとできないわけですね。これをもう少し延ばすようにしては思いますが、そのことについてどうですか。

○藤堂議長　産業課長。

○茶木産業課長　私どもも２３年で初めてこの制度をやってきたものでございまして、いろんな中で改善する点も、事務レベルの中でございますので、改善するのは改善をしていきたいというふうに思っております。できる限り長く延ばす。今も問い合わせがあります。そういう部分については予算の範囲がございますので、受け付けをしていますので、お問い合わせ願えたらまた対応させていただきます。よろしくお願いしたいというふうに思っております。

今、２期目まででございますので､今､予算の方を整理しておりますので､また３期の追加をやっていきたいなというふうな思いをしております。

○藤堂議長　丸山議員。

○丸山光雄議員　検討するということで、またお願いします。

さまざまな課題があると思いますが、せっかくつくった制度が、仏つくって魂入らずにならないように､町民が主人公となるよう利用しやすいように、思い切って改善されることを強く要請して私の一般質問を終わります。

○藤堂議長　丸山光雄議員の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

１３時３０分に再開をいたします。

（午後　０時１５分　休憩）

（午後　１時４０分　再開）

○藤堂議長　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

１１番　西澤議員の一般質問を許します。

西澤議員。

○西澤議員　それでは、私の一般質問に入らせていただきます。

最初に、藤堂議長にあらかじめ質問通告書の質問内容の順序を変更するお願いをしておりますので、順次その届けに基づいて質問をしていきます。

一番最初は、上水道の不正取水についてであります。

上水道の水の盗水は、町民の財産を守る、盗む、れっきとした犯罪です。９月議会で宮嵜議員の質問で、有収率の低下は不正取水も考えられる旨答弁されたことから、まず議員が襟をただして町が毅然として不正取水の調査ができる環境をつくろう。こういう趣旨で調査の同意書を提出いたしました。２００３年９月に、３０人の町民が不正取水の事実が発覚したにもかかわらず、当時山本町長が損害請求や刑事告発など、毅然とした対応をしなかったため、３０人の町民が監査請求を行いました。その監査請求書の中に、次のような一文がございます。

かなり以前より有収率が極端に低いことから、盗水の疑いが指摘されていた。このまま厳正な措置が講じられなければ、公平・公正な納税、負担秩序の崩壊は救いようがなく、絶望的となるであろう。甲良町上水道事業給水条例の第３９条及び４０条は、詐欺その他不正行為により料金を免れたものに対する過料を規定している。また、同条例３６条では、管理者の必要な検査権限等を定めている。ここで指摘されている町当局の軟弱な姿勢が改めて問われる自体となっていることを肝に銘じなければなりません。

そこで、過去１０年間の不正取水、未遂も含めましての発見、行政指導の件数とそれぞれの状況の報告を求めたいと思います。

○藤堂議長　水道課長。

○茶木水道課長　それでは、お答えいたします。

過去１０年間、不正取水ということで把握しておりますのは５件でございます。４件につきましては、以前の監査請求にもありましたとおりでございまして、そのうちの３件につきましては行政指導を行っております。１件につきましては、不正取水の根拠がわからなかったということでございます。もう１件につきましては、不正取水の事実が確認ができましたので、誓約書と過料を徴収したというような状況でございます。

以上です。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　今答弁がありました４件のうち１件、これは現在の議員が議員でなかったときの事例があったと聞いております。その状況についてどういうような未遂状況であったのか、報告を求めたいと思います。

○藤堂議長　水道課長。

○茶木水道課長　平成１４年でございますけども、下水道の布設工事を行いました。そのときに旧の水道の本管から下水道を掘削するときに本管をどけますので、そのときに水が出てとまらないというふうな苦情が施工業者からあったわけでございます。それで、バルブを閉めるということで行ったんですけども、M氏の給水栓から水が返ってくることがわかりましたので、仮設管の一次側をとめると水がとまったというふうなことで、宅内のバルブでどこかとまるところがないかということで探したところ１カ所ありましたので、それをとめますと一次側に返ってこないということで、旧の本管に返ってこないというふうなことがありました。

ところが、トイレが使えないというふうなことで再度調査をすると、そのバルブを越えてトイレに入る、越えたところで管を切り離すをトイレが使えるようになったというふうなことでございます。

しかし、そのメーターを掘っていく中では不正取水がされたというような事実確認ができなかったので、その月の検針で２６５トンということで、約平均より２００トンほど多くなったんですけど、それを支払っていただいたというふうな状況でございます。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　その状況、私どもは事前にヒアリングもさせていただきましたので、地図もいただきました。そういう水の流れの状況は、異常な配水管の設置は不正な接続、つまり通常の接続では考えられないということで、いわゆる不正取水の疑い以外では状況が説明がつかないということでいいのだと思いますが、その見解と、もう一つは、続けて、当時の水道課長は、その報告を受けているというように思いますが、併せてご答弁、よろしくお願いします。

○藤堂議長　水道課長。

○茶木水道課長　行政といたしましては、やはり不正が行われたという事実に基づいて処分していくというふうな形でございまして、そういうことで対応しているというふうなことでございます。

○藤堂議長　産業課長。

○茶木産業課長　当時の担当者からそのように報告を受けております。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　議員になる前、M氏ということで絞られてまいります。イニシャルをMでたどりますと３名にたどり着きます。私、２名はやっていないことを聞いています。そういう点で、あと残る方のMということで実例がされているんだと思いますが、状況の報告がありましたけども、これは町上水道事業条例の中でも３９条、４０条にそれぞれ詐欺または不正な行為によって料金を免れる者、このおそれがある点で、その当時、最終的な決定打になる調査がされなかったわけですけども、状況から言えば非常に疑わしいという状況があったものだというように思います。その点で今後の対応が注目されると思います。

次に２つ目に、９月議会の際に、議員に対する調査の同意書を提出いたしました。その後の実施状況の報告を求めたいと思います。

○藤堂議長　水道課長。

○茶木水道課長　９月議会で同意書をもらいました。その中で、大変遅くなったわけでございますけども、１１月１４日、１１月２８日、１２月１日、１２月５日と４日に分けて､それぞれ同意書をもらいました藤堂議長をはじめ、行かさせていただきました。西川議員につきましては、８月ぐらいに別の関係で調査をしておりますので、今回は飛ばさせていただきました。

あと、その中で藤堂一彦議員につきましては、少しパイロットメーターが回っていると、漏水があったというふうなことですけども、そういうような確認をしました。

あと、１１月１４日に申しました山田議員でございますけども、ここの家には井戸水があります。そういうことで、我々井戸水と上水がまざっていると法令上ぐあい悪いというようなことで、それの確認を兼ねて訪問をさせてもらいました。井戸は宿舎の中にありまして、主に宿舎棟の３分の２を占める範囲で井戸水が使用されているようでございました。確認方法は、蛇口をあけると井戸水のポンプが回りますので、それで確認をしました。

その中で、現状といたしましては、上水道と井戸水のクロスコネクションというか、いつでも行き来ができると、バルブ１つで行き来ができるというのは確認できましたので、水道法で禁止されておりますので、改善の指示をしたというふうなところでございます。

それと、あと、蛇口をあけますとパイロットメーター、要するに水道の赤いメーターが回っているかどうかというような確認をしたわけでございます。結果的には、離れの蛇口をあけますと水は出ましたが、パイロットメーターの回りが遅いために完全に止水栓をとめました。止水栓をとめても蛇口から水が出てきたというふうなことがございました。パイロットメーターが回っていないのに水が出てきましたので、その水の残留塩素をはかりました。２

回はかりましたが、２回とも塩素の反応があったということで、上水道かなというふうな判断ができると思っております。

それからあと、３０分ほどして水はとまりました。山田議員がおられましたので、山田議員が水道管内のたまり水というふうな形で説明を受けました。

あと、母屋と庭の間に石に隠れた汚水ますがありましたので、聞きましたら、お父さんが、これは汚水ますであると言われて、ますの中を確認すると２０ミリのスリスバルブがありました。このバルブは何ですかと聞きますと、庭を越えた家のちょうど西の方べらにコン柱の水道があるので、そこへ行くバルブであるとの回答でございました。

水道法１７条の規定によりますと、日没前には調査を終えなさいというふうなことになっておりますので、5時が過ぎましたので作業の確認を終わって帰ってきたというふうなことでございます。

１１月２８日でございますけども、再度訪問をいたしました。これは、先ほど言いました井水と上水が完全に切り離されているかどうかというふうな確認と、もう一つは、メーターがたまたま１４日に行ったときにメーターの耐用年数というか、使用期間が１２月までというふうなことでございましたので、そのメーターの交換という形で訪問をさせていただきました。

その中で、今言います上水と井水のつながりにつきましては完ぺきに着られていまして、裏の方に井戸水が行くような形になっておりました。メーターを交換したときには逆流はもちろんしておりませんでしたし、あと、メーターの止水栓をとめるとほかの水も出なかったというふうなことでございました。

それで、そのときに１１月２日に水道の検針を行ったわけですけども、行ったのが２８日で、メーターをかえました。それまでの使用の水量が９２トンというふうなことで、いつもより3倍ほど多いですよというような形で伝えました。このときも議員はおられましたので、井戸水と上水を切り離したので、井戸水を使っているものを上水にかえたというふうなことで増えたんやというふうなことの説明でありました。

以上です。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　今方、課長から詳細な報告がありましたが、盗水の疑いが濃厚、こういう報告がありました。議会運営委員会の中でも建部議員から同じような報告があって、町長に厳正な対応を求める、こういう要請もされたところであります。

そこでお伺いしますのは、バルブをあけてメーターが回らないのに水が出続ける。そして、その水をはかったところ、上水道の塩素濃度が検出される。

こういうことだと思いますが、私も家で何回も取水栓をとめて蛇口から水がぼたぼたと出るのかどうか、何回も確認をしましたが、メーターの近くの取水栓をとめた途端に水はとまります。そういう点で、山田議員が調査の段階で井戸水が落ちてきたんだということだったら濃度が薄まりますし、３０分もすれば配管の中の水はなくなっていきます。そういう点では全く言い訳にもならない言い訳をしています。

そこで、こういう状況は何らかの形でメーターを通らないバイパスの設置がなければ起こり得ない現象だということが言えると思いますが、その点、どうか。これが１つです。そして、塩素濃度が同じだという状況証拠は十分だと思いますが、速やかに毅然とした対応が求められると思いますが、今後どう対応するのかの報告をお願いいたします。

○藤堂議長　水道課長。

○茶木水道課長　調査を行いまして、私も、私だけではないんですけど、課員も行きまして一応疑問には思っておりますので、あと、同意書にもありますので、事実確認という形で、今想像の世界では物を言えませんので、先ほども言いましたように盗水が事実かどうかという確認をしないことには言えませんので､そういうような事実の調査をしたいというふうに考えております。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　先ほども言いましたように、議会運営委員会でも建部議員から指摘があり、要請がありました。あとは、バイパスの設置の確認、あるいはそのバイパスを設置した形跡の確認、現認、そして、捜査当局への通報、被害額の請求、法に基づいた厳正な対応が求められていると思います。

次に、３点目の、調査の同意書を提出しなかった議員に対する対応はどうされるのかの報告を求めたいと思います。

○藤堂議長　水道課長。

○茶木水道課長　先ほども言いましたように、法律で水道は行っておりますので、水道法１７条の規定によりまして、同意書が居住者から得られないと調べられないというふうなことがありますので、同意が得られない限りは調査ができないというふうなことでございます。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　今ほど調査の同意書が得られないということでありましたが、直接に疑いが発覚しているという問題ではありませんので､だけども､水道法、一番最初に言いました検査権、必要なときは町当局が検査をできる権限を上水道条例の中にも定めています。それの発動を毅然としてするべきだと言うことを申し上げて、次に進みます。

この項で、最後に町長の見解を求めたいと思います。町議会議員が、町民

の税金の使い方や財産管理などを監視する身でありながら、甲良町の上水道を不正な手口で使い、料金を免れる、限りなく黒に近い疑惑を持たれること自体、私は議員の身分と両立しないと考えるものであります。

同時に、このような犯罪がまかりとおる土壌を一新しなければなりません。何よりも目の前で議員が手を染めている疑惑は、現時点での調査過程、事実から明らかで、刑事告発を行い、不正に得た水道料金を取り戻す損害請求を起こす義務が当局には課せられています。これは、官製談合の告発と並んで甲良町が不正は許さない、誰もが安心して暮らせる町へ進んでいくシグナルともなるものだと確信をします。不正取水についての行政の対応、認識を求めるものであります。

○藤堂議長　町長。

○北川町長　今、水道課長の方から、１１月の１４日、山田議員宅の調査をいたしました。その結果の報告も、その直後に受けております。

先ほど水道課長が言いましたように、止水栓をとめて、なおかつ３０分水が出たということが確認されたというようなことで、なおかつ、それも塩素が反応したというようなことで、水道水が出てきたのではないかという疑念を抱かれた。担当課はそういう報告を私の方にいただきました。

それで、あと、１１月２８日に再度そのこともあり、あるいは水道と井戸水が併用されていた分がありましたということで、水道と井戸水がきっちりと切り離されているかどうかの確認もしなければならないというようなことから再度調査をしに行くような報告をいただきました。その結果、井戸水の方は併用、いわゆるパイプがつながっていたものを切断されていたということの報告を受けました。

先ほど西澤議員が質問された中で、担当課長が疑義が生じたので同意書に基づき事実確認を行う段取りですというような答弁をいたしました。

私は、山田議員は２８日に最終の調査をしたときには、水道水が適正に使われているという報告を受けました。が、しかし、山田議員自身も、やはり皆さんの前に私は不正取水も何もしていませんということをはっきりと証明できるためにも、今、水道課長が言ったように、それの再調査を受けて証明をしていただくということは非常に大事かなと。それが山田議員の信頼回復につながるというように私も判断をいたしました。

したがいまして、今回、そうした調査を受け入れていただいて、はっきりとその現況を確認をさせていただいて、それで担当課から何もありませんでしたよという報告を私はいただくことを期待をいたしております。

したがいまして、最終的にはそのことがもし、何かあるということになれば、そこらの原因究明、追跡調査をしっかりさせていただいて、またその手

段を講じていきたい。このように思います。

以上です。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　私どもは、今の段階でも非常に濃厚であります。それは、水道施行令の第５条の第６項、当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結していないことということで、給水装置の構造及び材質の基準について定められています。それに反して接続されていた可能性が非常に大きいというように思いますし、形跡の点でも見逃さないようにしていただきたいと思うんです。

２つ目は、水道メーターから本管側、いわゆる家庭の側から公道の側の給水管が埋設してある部分のアスファルトが、調査の後、やり直ししてある跡が現認されたと聞いています。これ自体が盗水の隠ぺい工作ではないかと見られています。この行為は、水道法や、今言いました町上水道事業給水条例に違反するのではないか。この見解を求めたいと思います。

○藤堂議長　水道課長。

○茶木水道課長　現地は正確には確認しておりませんのであれなんですけど、もし第１次側、メーターから本管までの間でしたら町の施設でございますので、もしなぶっていれば器物損壊というような形になると思います。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　最後に、手直しをした証拠、写真や現認調書、これは保管されているか、お尋ねします。

○藤堂議長　水道課長。

○茶木水道課長　申しわけございませんけど、当初の行きましたところの写真はありますけど、あと、メーター交換したときと、それが切り離したというのは目視確認でございまして、写真等がございません。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　目視も調書をつくって公務員が作成した書類、署名、捺印をすれば大いに有効でありますので､調書として活用いただくようにお願いします。

重ねて町長が操作当局への通報、刑事告発、損害請求など、必要な措置を行うよう求めまして、次に進めてまいります。

２つ目に、直売所の運営についてであります。

生産者の声、合意を最大限尊重する運営について、どのような工夫がされているのか、お尋ねいたします。

○藤堂議長　直売所準備室長。

○阪東直売所準備室長　お答えいたします。

せせらぎの里計画運営協議会と直売所は、生産組織と運営は別とするとい

う基本合意がありまして、生産者が直売所への生産出荷に専念できる体制づくりを念頭に考えております。直売所への生産出荷は、基本的に直売組合の各部会が取り仕切るものと考えております。運営組織は、その生産出荷の計画とか加工品の製造計画とか、仕入れ計画を策定する業務と、駐車場とか公衆トイレ、それと、直売所の施設管理を行うものと考えております。

直売所が運営組織の１つの母体として考えておりますので、直売所の意見をその運営組織でくみ上げることができると考えております。

○**藤堂議長**　西澤議員。

○**西澤議員**　実態の中で改善をしていく問題、さまざまあります。私が今回お聞きするのは、町外業者の納入ルールに関してであります。直売所組合との話し合いはどういうようにされているのかという問題なんです。もともと町内で販売するものが品薄であることから始まっています。だからといって安易に町外業者の納入に頼ることは、町内生産者の育成とも対立をしてくると思います。直売所組合との間でこの問題をどういうように調整をするのか、そして、町内の生産者の育成をどのようにはかっていくのかという両立面をどういう合意形成をされているのか、報告をお願いいたします。

○**藤堂議長**　直売所準備室長。

○**阪東直売所準備室長**　現在の直売所に関しましては、甲良町の農業新興を図るということで建設をいたしております。現在のところ、第１段階で、加工所を建築いたしまして、直売所といたしまして使っているような状態です。この段階で店舗面積が倍になっておりまして、現実的には品ぞろえが不十分な状態です。こういうような状態から町内の農業産品だけでは賄い切れないという状態が出てきております。

それに対しまして、今質問がございました仕入れということになってきます。直売所の役員会では、当然町内の農業者を重点的に考えておりまして、町外の方に関しましては町内の産品と重ならないものを購入ということで考えております。

長期的には、当然甲良町の産品で直売所のシェアを高めるということが大変重要だと。このためには直売所の出荷の品質の向上とか、他品種の品ぞろえが必要だというふうに考えております。

○**藤堂議長**　西澤議員。

○**西澤議員**　今言われた課題も、生産者組合、直売所組合の認識、実になる事が必要だと思いますので、論議を重ねて、丁寧な論議を重ねていっていただきたいというように思います。

そこで、今とも関連をしますが、出荷・運営、その生産の問題も含めまして不安要素、それから、課題をどういうように整理をしているのかの報告を

求めます。

○藤堂議長　準備室長。

○阪東直売所準備室長　旧の直売所、３９平米、そして、現在の直売所、９６平米と、店舗面積的には倍になっております。この直売所の新築と店舗面積が倍になったことで来客数の増加、そして、売上増につながっております。このために組合規約の改正とか、出荷体制の再構築、それと、部会の取り組みの強化、不足農産品の仕入れ方法とか、多岐にわたって組合内で協議が始まっております。

ご指摘のとおり、出荷や運営など、不安要素や課題は沢山あるわけでございますけども、まず、第一段階の課題を乗り越えつつあることが来年の直売所の建設へつなげる強い意欲となっておると、このように考えております。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　そこで､不安要素がありながら､そういう展望で乗り越える馬力、原動力となっているというわけですけども、ことは経済、そして、お客の信用をつける問題でありますし、そのことが長年定着をさせるということが大事な問題になっていますので、施設規模の拡大に関しては、生産体制、出荷能力、お客に対する信頼性などの環境を整え、そのところを十分見きわめてから踏み切ることが重要だと考えているものであります。

そこで、現在の加工棟を販売所として活用していますが、トイレ、駐車場が完成すれば、直ちに販売棟の規模拡大を行わなくとも営業上差し支えないと考えます。それは、駐車場、トイレ、そして、その他の整備で今の加工棟へのお客の誘致が可能だと考えるものであります。

私は、工程表にある交流館の建設は、特別に慎重にしなければ、次の理由で町民合意が得られないものと考えています。

１つは、北川町長が町長選挙で、山﨑町政のふるさと交流村構想を批判して語った規模の大幅見直し、そして、年間通して安定した出荷できる体制で何を売るのか。こういう公約の実行であります。

２つ目は、縮小といえども４億円を超える事業で、町民が支える基盤が大変危うくなっていることです。交流人口の増大といいますが、それ自体は結構なことであります。しかし、毎日毎日この甲良の地で暮らす町民は、農業の衰退、労働者の給料の減少、年金の切り下げなど、また、滞納額の膨大さに象徴されるように、苦しい生活を余儀なくされています。これら多数の町民は、華々しい事業のわきに追いやられていることを直視しなければなりません。困難な課題を解決せずして、あるいは解決の道筋をつけずして、町民合意が得られない危険性もあります。そのうちの一例は、町内の食品小売業者、加工業者などと協調する方策が必要であります。

３つ目は、何よりも農業者の生産体制がこれで大丈夫かと確認が十分にとれてからだと思います。マーガレットステーションの例で言えば、十分なる準備、農業育成、生産物の増大、その十分な期間を置いた後、オープンをした年に９億円の売り上げを記録したと聞いています。

以上、３点挙げましたが、要は駅長が決まっていないことをはじめ、どの主体が責任を持って準備からオープン後の運営に責任を持つのかが明らかになっていないこと、赤字が出た場合、運営主体と町との責任関係をどうするのか。果実類の安定した生産の基礎の見通しはどうか等々、１００％とは言いませんが､一定の条件を十分に整えてから交流館の着工を決断しなければ、さらにマイナス面を背負うことになると考えますが、見解を求めます。

○藤堂議長　準備室長。

○阪東直売所準備室長　直売所に関しましては、平成１６年ぐらいから基本構想が出ていまして、ずっと直売所の建設を推進してきました。当初は、西澤議員さんがありましたように、ふるさと交流村構想ということで、レストラン棟とか、沢山の施設があったわけでございます。その後、甲良町の規模から考えると計画が大変でか過ぎるということもございまして、ぜい肉をそぎ落としてきました。

昨年度から計画運営協議会、そしてまた、直売所の役員会で、直売所の計画についてどういうふうにやっていこうかということで何回も協議を重ねてきました。こういうような経過をふまえまして今日の計画になってきております。現在の計画が甲良町の農業者の意向をくんでいると考えておりますので、現在は適正な規模だというふうに考えております。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　この問題に関しては、町長の公約とも関連をいたします。先ほど町長の公約のほん一部を引用させていただきましたが､この点でも町民合意、よくやったというように言われる上で、さらに一歩進めていくという必要がありますので、町長の見解を求めたいと思います。

○藤堂議長　町長。

○北川町長　甲良町の、いわゆるせせらぎの里直売所につきましては、これは最終的には道の駅の機能を持った施設というようなことになるというように、そういうことで事業を進めているということでございます。平成１９年１２月に、いきなりふるさと交流村構想で用地買収というような話が出ました。私もそのときは議員でございまして、大変びっくりしたなというような思いをいたしております。

それから、先ほど室長が言いましたように、甲良町の財政力に見合う規模の事業に縮小したいというようなことを全面に挙げて選挙戦に立候補させて

いただいた。そういう経緯もございます。私は、そういう意味では甲良町の、「あ、あそこに直売所ができてよかったな」と言われる、そういうものをつくりたいというような思いで今日まで取り組んでまいった。

したがいまして、当選直後からすぐにゴーをかけるんじゃなしに、用地整備を順次行い、長いことかけて土壌を固めるというようなことをやっておる中で、組合員の皆さんも、北落のプレハブの直売所では、いかんせん雨漏りもひどいと。何とか早うしてくれという強い要望もございまして、今年の１月２８日に仮オープンというようなことで直売所をスタートさせていただきました。

将来は道の駅の認定を国交省からいただくということを前提に、今回は直売所の仮オープンというようなことでスタートさせていただいて、それから本オープンまでの間、おそらく１年半から２年ぐらいなるであろう。その間に、今の出荷・運営などの不安要素、そういうものをしっかりと把握をして、出荷してもらうのはどういう時期にどういうものが一番いいのか。あるいは、組合員さんが同じようなものを同時に出すんじゃなしに、１年を通して栽培時期をずらしながらバランスようコンスタントに出してもらう。そういうこと、いろんなことを今試行錯誤しながら組合員の皆さんと調整してもらっています。したがって、組合員の会員さんの中での委員会の中で、その生産調整を常にやりながら今日に至っているのではないかというような思いをしています。

したがって、今後はそういうことをしながら甲良町の農業新興であるが、基本的には農業新興が第一目的であります。が、しかし、直売所というのは野菜だけではだめです。花も必要、果物も必要、加工品も必要。時には肉や魚もあった方がいいかもわからん。お菓子類もあった方がいいかもわからん。そういうことでどなたが来ていただいても、あそこへ行けば結構いろんなものがあっておもしろいなと言われるような、そういう場所づくりをするためには、甲良町外の業者さんにも組合員として登録をしていただいて、甲良町でできないものは、やはり町外の人にお願いをしながら出していただくと。

１つの例が、ブドウとかナシとか、こういうものは今年特に、果物類の中では人気商品でありました。彦根ナシ、そして、ブドウは大樹会の特殊法人の皆さんが一生懸命出してくれました。そういうことで、町内にないものは町外でカバーをしていただきながら、最終的にはバランスの取れた直売所運営をしていきたい。そのためには運営協議会、今、４回しか開いておりません。過去４回の中では特に今の今後の直売所を建設するに当たっては、どういうレイアウトがええかということを基本的、根本的な討論の場でして、それがやっと今決まった。皆さんにその平面図をお見せするところまでやっと

来た。

これからの運営協議会は、先ほど西澤議員ご指摘の駅長さんを含めて、じゃ、将来的には道の駅機能を要した直売施設、どういうような方向で、誰がリーダーシップをとって公設民営でどうしてやっていくんやというとこら辺の議論を、今度は運営協議会でしっかり議論していきたいというような思いをしておりますので、今後はそれに向けて順次進めていくと同時に、補助金の問題もございます、時期的な。いつまでにやらなければ補助金ももらえないということになれば、これもまた大変なことでありますので、補助金絡みの事業ですので、そこら辺も整合性を見ながら進めていこうというような思いでおります。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　そうしますと、基本的には一つ一つの進捗状況を丁寧に掌握するというのが大切かなというように思いますし、補助金に縛られて、肝心な、今、町長が言われた花弁、果実、加工品、農産物全般、こういう点でも、それから肉やたんぱく源の問題ですね。そういうものも一つ一つクリアをする。その後押しが上からじゃなくて下の方から上がってくる施策の強化が必要ですし、私どもはその足りないところを大いにまた提案もし、批判もしていきたいというように思うわけです。

そこで、次の課題に、固定資産税の徴収間違い、これが９月議会で、決算議会で明らかになった問題についてお尋ねいたします。

間違いの内容、これをどのように認識しているのか。これは町長名で当事者に謝罪文が出されました。しかし、その謝罪文の中には不十分であることが指摘をしてまいりましたが、間違いの内容をどのように認識しているのか、お尋ねいたします。

○藤堂議長　税務課長。

○建部税務課長　固定資産税の徴収間違い、その後で間違いの内容をどのように認識しているかということについてでございます。

平成２１年度以前までは、固定資産税の所有者が死亡後、法令による想像人の代表者の指定をしていなかったことで相続人ではありませんでしたが課税のある場所に実際住んでおられた親族の方に納税相談をし、了承を得て納付していただいておりました。しかし、実際相続人の代表者指定をしていなかったことで親族の方から徴収を行ったものでございます。

今回の件につきましては、町として法に定められた中で相続人に伺いをし、納付された方については還付を実施したところでございます。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　今、法に基づく根本的な間違い、これを認識されていることが報

告されましたので、続けて言う問題は、９月議会で不能欠損、この不能欠損で決算をした方がたしか２９人だったというように思いますが、そういうこととの比較で言いましても、時効が経過をしている問題であります。

それで、まず、Ａさんは、間違ってとられ続けた。その不能欠損の２９人、数字が私の記憶でありますが、この方は漫然と時効になってしまったという全く担当課の法令順守無視による町の損金であります。Ａさんはもともと払う義務のない方でありまして、たまたまその家に住んでいるという理由で課長の取りたてを受けて、そうなのかと何の疑いもなく、そのときは課長も、そして町そのものも信頼をされて払ってきたものであります。

そういう間違って受け取ってしまった、そういう払わねばならないのだという点の謝罪が謝罪文の中にはあらわれていません。ですから、法令を間違って運用したことについてご迷惑をかけたということがあるわけです。そのことを明らかにした上で、その問題で言いますと、誤納ではありません。ですから、全額返還、つまりとるべきでない人から徴収をしたということで全額の返還をするのが筋だと思いますが、見解を求めます。

○藤堂議長　税務課長。

○建部税務課長　そのことにつきましてはいろいろと協議をいたしまして、やはり法に基づく5年以内の還付というところで実施させていただきました。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　よろしいですか。法に基づかない運営をしていたからこそ、１０年近くにわたって取り続けていたわけです。ですから、その根本的な反省を示す上では、間違って徴収した分は全額お返しします。つまり、町が預かるべき税金でなかったということでありますので、そのことを示す上でも全額返還をして、この問題を整理をする。町の誠意を示すというのが筋ではないのか。改めてお聞きいたします。

○藤堂議長　税務課長。

○建部税務課長　そのことについては、もう一度検討いたしまして、検討したいと思います。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　ぜひ誠意が伝わる検討結果をお願いしたいものであります。

続いて、若者定着の対策についてお伺いいたします。

西川議員も質問の中で取り上げられました。しかし、私はこの減少傾向の真の原因、さまざまあると思いますが、その調査と原因の解明、行政としてどういう作業をしているのか、お尋ねいたします。

○藤堂議長　企画監理課長。

○米田企画監理課長　人口減少傾向についての調査、原因の解明をということ

でございます。

甲良町では今日まで環境整備、また、美しい農村計画、環境の形成など、集落自治組織の強化により地域住民のきずなの深まりなどを果たしてきました。みずからのまちをみずからの手でという意識が定着してきたことが大きな成果と言えます。

しかし、各集落及びむらづくり委員等を核とした住民主体のまちづくり活動において活動が活発になるに従って休日の出席の回数が増えることや、字のまつりごとの多さ、また、近隣とのきずなの深さがかえって住みにくいというマイナスのイメージとして若者に意識されていることが甲良町離れの１つの要因と考えられます。

せせらぎ遊園のまちづくり、また、むらづくり活動の主体であります住民の参加意欲を高めることと負担軽減を講じながら活動の質を高めることにより魅力あるまちづくり、活力ある農村を展開し、若者層の定着及び人口増を図っていきたいと考えております。

また、農村の景観形成を保持してきたことによりまして、住宅等の土地利用の開発行為が進まなかったことも１つの要因と考えております。若者の定着を促進するために、農村計画、また自然環境の保全を図りながら最低限必要な宅地の供給を進めるような土地利用計画を関係者と協議しながら検討することも必要であると考えているところでございます。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　今、最初の課長が答弁いただきましたくだりは、以前答弁していただいたことと同じであります。原因の解明、これを解明すれば、改善をすれば人口減少に歯どめがかかるという展望は今の答弁ではわいてまいりません。まちづくり活動を一生懸命やればやるほど若者が逃げていくという現状がございますし、その答弁の中にもその認識があらわれているものだと思います。そういう点でも根本的な見直しをする必要があります。

そこで、さまざまな要因が考えられますし、さまざまな立場から論議をする必要があります。そこで、町民の知恵を力を集める統一した場、若者定着対策検討委員会、これには自由に論議ができる場が必要だと思いますが、この方向は町長にお伺いいたします。

○藤堂議長　町長。

○北川町長　若者の定着、いわゆる人口減少に歯どめをかける、これは非常に甲良町にとっては最重要課題の１つではないかなというような思いをしております。先ほど企画課長が言いましたことは、９月議会でも同じような答弁になったのではないかなというような思いをしておりますが、やはり今、特に独身の男性、女性、それが非常に多い。なかなかそうした若者たちが結婚

しない。それも１つの要因かな。もう一つは、先ほどの話と重複しますが、せっかく自分のうちの土地がありながら、そこに、例えば息子夫婦が家を建てるということいができない。そういう縛り。いわゆる農振から網かけを外さないけない。そういう部分もあります。

来年は、例えば圃場整備していなくて青地のままの土地は農振の変更によって農転ができる。そういうような形を私は県の方にも働きかけをしながら進めていきたい。そのことによって今何人かそういう話を聞いているんですね。何とかしてほしい。自分の土地があるんやからよそへ行きたくないんやと。自分の土地を使って家を建てたいというような人もおられます。やっぱりそういう人たちのためにもそういう施策も必要かなというような思いをしております。

それと、来年は若者定着対策検討委員会、それも１つ案でありますので、検討もさせていただきながら、各地で婚活の、そういうこともやられております。甲良町でもぜひともそういう意味では、そういう機会を１つつくって、若者たちが寄っていただいて、そういうチャンスの場になれるような、そういうイベントを含めた形でやっていくのも１つの方法かなということで、町おこしにもつなげていきたいというような思いをしております。

○藤堂議長　ちょっと待ってください。先ほど事故がありましたので、この中に関係者があるといけませんので、局長の方から報告させます。

○大橋事務局長　先ほど消防車並びに救急車が行った件について、丸二組の近くで人が焼けているのではないかという通報があって消防車並びに役場の職員が確認に行きました。その結果、藤居小四郎さん、年齢は、多分８３歳ぐらいじゃないかなということですが、その方が畑で何かを燃やしていたとき、その本人にその火が燃え移って病院へ行かれたという情報が入っておりますので、報告しておきます。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　町長が言われましたように、さまざまな意見、さまざまな立場がありますが、町としての大事な課題、最大の課題という表現をされたと思いますが、そういう意味でもさまざまな方の知恵を集める場が私は必要だなと。それぞれがそれぞれの好き勝手で提案をしたり、それから意見じゃなくて、それをまとめていくというおも非常に大事な、今ところに来ているのではないかと思いますので、ぜひ実現の方向でお願いしたいですし、アンケートの中にも、何人かが検討委員会を設置してはどうかというご意見がございました。

次に、来年度予算の編成方針についてお伺いいたします。

来年度の編成にあたっての方針、どのような柱を立てておられるのか。そ

の柱の中に町民の暮らし、健康応援、安全確保を優先にしていただきたいということで、その見通しをお伺いいたします。

○藤堂議長　総務課長。

○山本総務課長　それでは、予算編成についてということでのご質問でございます。

　１１月１日付で平成２４年度の予算編成方針を示しまして、各課へ予算見積書の作成を指示いたしているところでございます。今回、その中身でございますけれども、平成２４年度の収支見込みにつきましては、町民税と扶養控除の見直しによりまして増額予想というものはあるものの、経済は皆さんご存じのようにいまだ回復基調ではございません。また、社会保障関係経費の自然増や特別会計の操出金等の増も予想されますので、大変厳しい予算繰りと。加えて地方交付税についても減額が予想されるということでございまして、１億３，０００万の財源不足が予想されるということで、ゼロベースでの徹底的な見直しと、事業の再構築ということで指示をしているところでございます。

　９つの重点施策でもって予算編成をということで人権、保健福祉、教育、子育て支援、まちづくり、農業・産業振興、環境、安全・安心、定住自立圏、そのようなことを柱に予算編成をしていくということで指示したところでございます。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　今、１億３，０００万の歳入不足が生じる。これについてのゼロベースで査定を進めるということであります。一番最初に柱のところで人権を上げられました。人権は非常に具体的でありまして、生きること、医療や暮らし、住宅、ここらが保障されること、そして、労働が対価をもって保障される。これがまず第一であります。その点でも甲良町が財政の状況が大変な中でも後回しにできるところ､これを十分に考えていく必要がありますし、子育て応援も暮らし応援の中の１つであります。そのところを十分に配慮いただきたいと思いますし、私たちも寄せられた要望をまとめて提出を用意をしています。後ほどまた提出していきたいと思います。

　そこで、国保税や介護保険料、利用料が非常に高いという声が聞かれますし、現実に天引き制度が導入をされてから問答無用で年金から差し引かれます。そういうところで言っても、これは１０月９日付の滋賀民報が各市町の国保税の滞納世帯と資格証、短期保険証の交付状況、それから滞納率、いわゆる滞納世帯の全体に占める率、これをランクづけで示した表が報道されています。甲良町は、ちなみに１，１８０世帯の国保加入世帯、そのうちの１９２世帯が滞納世帯、つまり１割を超えています。１６．２７％、滋賀県の

中で第９位になっています。そういう点でも、これは課題は一般会計からの繰り出しをして、これ以上上げない国保税を、負担を上げないというのが課題になってくると思いますが、この軽減策について見解を求めたいと思います。

○藤堂議長　税務課長。

○建部税務課長　町民の生活状況全体が厳しい状況にある中、特に国民健康保険の加入者は収入の減等で大変だと思います。国保税の軽減については、従前より所得金額によって均等割、平等割の保険税が７割、５割、２割の減額をされる制度があり実施しています。

また、国保世帯から移行した後期高齢者の所得及び人数も含めて、毎年軽減判定を行うため、今までと同様の軽減が受けられる制度や倒産、解雇などによる離職､雇いどめなどによる離職された方についても軽減の制度があり、そういった制度を活用しながら保険税を算定しています。

この制度以外に国民健康保険税条例に、町長が国民健康保険税の納税者のうち、災害及びその他特別の事情がある者については特に必要と認める場合に限り国民健康保険税を減免することができるという条項があります。

しかし、適用するための要綱等整備ができていませんでしたので、現在近隣市町の状況を調査し検討しているところでございます。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　最後に言われました、ぜひ条例に基づく減免申請、町長が認める減免申請が要綱、以前につくられたのは私はいただいていますが、新たに現在の状況で作成されるということでありますので、その状況を見ながら、また一般会計の、今査定や、それからいろんな立案の最中だと思いますが、一般会計への繰り出しを含めて検討いただきたいというように思います。

次に、平成２１年１０月執行の町長選挙に係る収支報告書についてであります。３つまとめて質問いたしますので、回答をお願いいたします。

１つは、期限内に提出されていないのではという指摘をしてまいりましたが、実際収支報告書、閲覧をしてきましたが、期限内十分過ぎるほど外れた提出になっています。

そのところで１と２を合わせて期限内に提出されていない場合、この処罰があるのか。また、あればどのような処罰なのかの報告を求めます。

３つ目に、虚偽記載、この中の虚偽記載が明らかになった場合の処罰規定があるのか。あればどんなような処罰なのか、報告をお願いいたします。

○藤堂議長　総務課長。

○山本総務課長　それでは、お答えをいたしたいと思います。３つ続けてということでございました。

提出を受けましたのは平成２３年８月ということで、選挙管理委員会の方に収支報告書をいただいております。

続きまして、期限の関係でございますけども、提出されなかった場合に公職選挙法２４６条５の２の規定により３年以下の禁錮または５０万円以下の罰金となるということでございます。

それと､虚偽記載というふうなことでおっしゃっていただきましたけども、同じく２４６条の５の２の中に、条文上では選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出の規定に違反して報告書、もしくはこれに添付すべき書面の提出をせず、またはこれに虚偽の記入をしたときということがうたわれておりまして、同じく３年以下の禁錮または５０万円以下の罰金というものでございます。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　真相はどうなったのかという質問状を出していますが、真相のところで省かれたのかなというように思いますが、閲覧をしてみますと、平成２３年８月８日に受け付けられています。つまり、運動期間が過ぎた後２週間以内が収支報告書の期限であります。来年執行の町議選もそうでありますし､各種の選挙の後､収支報告書の提出は､この法で義務づけられています。

そうしますと、２４６条の規定がされていまして、その期限内にされなかった場合、禁錮または罰金刑。そうしますと、この山﨑義勝氏の収支報告書は期限内に提出されておりません。その点では、どういうような処罰や対応をされるおつもりなのか。期限内に提出されていないことが明瞭であるにもかかわらず対応がされていないのはどういうように今後される予定ですか。

○藤堂議長　総務課長。

○山本総務課長　私どもの方も、一応提出につきましては何度か督促はさせていただいた経過がございます。先ほどおっしゃっていただいたように、２３年８月８日に提出をいただいているというものでございます。

規定的には罰則規定はございますけれども、期限内に提出されなかった場合にという規定になっておりまして、そちらの方については甲良町選挙管理委員会で対応するというよりも、取り締まりにつきましては司法の判断ということになってくるところでございます。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　総務課長、ごまかしてはいけませんよ。今、提出されていますが期限内に提出されない場合、再三言われて私どもが要請書を出して、これ、督促をして、それで提出されたんじゃないですか。提出された後、その法の規定の２４６条はクリアしている。これは詭弁ですね。期限内に提出されていない現実からそうじゃないですか。

そういう点では、その優柔不断なごまかしの体質がこういう状況を生んでいるんじゃないですか。法律に基づいた提出。しかも、町長に立候補しようとする人が法を守らない。これは毅然として守らせるというのが大事な当局の仕事だというように思うことを指摘をしたいと思います。

それで、虚偽記載の明らかになった場合の処罰が報告されましたが、私の持っている情報では､収入の部のところで虚偽がある情報が得られています。これは確実なところでも私ども得ています。これが明らかになればどういう手続で順序を経てこの２４６条の規定に該当していくことの手続として進むという見通しか、ご説明ください。

○藤堂議長　総務課長。

○山本総務課長　これにつきましては、選挙管理委員会の方では虚偽ということについては判断はできませんので、警察に訴えていただいて司法に上げていただくということになろうかと思っております。

○藤堂議長　西澤議員。

○西澤議員　この問題は、町長選挙に絡んででありますが、町の行政をトップとして実行しようという方の問題でありまして、北川町長がその後当選をされ、一つ一つ進めてこられているわけですけども、私どもはこの官製談合にしろ、それから、盗水の問題にしろ、また、トップがかかわる、トップだった方がかかわる法違反の問題にしろ、一つ一つ解決をし、また、正確な方向で進むことを町民は求めています。そのことが、町が本当に明るくなった。こういうように見られていく１つでありますし、先ほども盗水の問題で言いましたが、町当局が毅然として対応する。不正にはしっかりと刑事告発も行う。現認をすればその方向も断固として踏み出すということで初めてまた町民も安心してこの甲良町に住み続けられる。こういうことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○藤堂議長　西澤議員の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午後　３時００分　休憩）

（午後　３時１８分　再開）

○藤堂議長　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、６番　宮嵜議員の一般質問を許します。

宮嵜議員。

○宮嵜議員　６番　宮嵜です。

議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

先ほど休憩中に、議長にも申し渡しましたとおり、質問事項の順番を一部

変更したいと思いますので、一番最後に４番目の有収率について、水道の、を１番に変更していただく許可をお願いしたいんですけども。あとは同じ順番で。

○藤堂議長　結構です、どうぞ。

○宮嵜議員　ありがとうございます。

それでは、水道の有収率について、盗水問題でございます。先ほど西澤議員から質問がなされました盗水問題についてでございますが、９月議会で私が、時期が時期なので襟を正して、議員から襟を正して水道の調査をしていただければどうかというので、行政の回答は、漏水もあるが盗水も可能性はあると、有収率について。ということで我々１２名の議員のうち９名が提出されたと聞いております。その中の、提出された中の１名の議員の中から疑義が出てきたというように、先ほどの答弁で受けとりましたが、先ほどの私の記憶の中で、止水栓をとめているのに３０分近く出ていたと。それを、その水を水質検査をしたら水道水であったことが２回確認できたと。ということは、普通止水栓をとめれば１滴か２滴、ちょろっと仮に出てもおよそ３０分近くも出るというのは、これは何なんですか。それが盗水でなければ何なんですか。水道課長。はっきりとお答えください。

○藤堂議長　水道課長。

○茶木水道課長　私どもは、一応事実を申し上げたわけでございまして、盗水に関する疑義が生じたというふうなことでございます。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　ここに前回課長から配っていただいた同意書の控えがあります。その中の全文を読み上げます。私（家族、同居人を含む）の所有するメーターおよび水栓確認のために当該水栓の土地および建物内で担当職員の入ることに同意します。また、疑義が生じた場合、当該水栓周辺の掘削にも同意します。ただし、町議会議員の在職期間中に限るとあります。間違いありませんよね。これに署名をされて調査に行かれて、３０分間、止水栓をとめて３０分間水が出ていた。水質検査をすれば町水道であることが確認できた。これって何なんですか。また同じ質問になりましたけども。これが盗水でなければ何なんですか。借用水ですか。もっとはっきりした、疑義が生じたですよね。

では、疑義が生じた場合、掘削にも同意しますとありますが、我々議員が襟を正していかなければならない問題であって、こういう疑義、疑惑を持たれた議員は素直に自分の身の潔白を晴らすためにみずから進んで調査をしてもらった方がいいと思うんですが、もし拒否された場合はどうなさるおつもりなんですか。

○藤堂議長　水道課長。

○茶木水道課長　同意書にもありますとおり、掘削にも同意しますということですので、これに基づいて執行していきたいと、かように考えております。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　ただいまの水道課長の見解は、同意書に基づいて作業を進めていくということですが、それに町長、間違いございませんか。しっかり答弁としてお答えください。

○藤堂議長　町長。

○北川町長　今、担当課長が申し上げましたとおりでございます。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　結構です。甲良町行政の男気も見ました。今、官製談合疑惑で告発されて、ここで引っ込んでいては甲良町行政の名が廃ります。今ここで、マスコミの皆さんもおられます。傍聴の方もおられます。ちゃんと聞いておられます。速やかな執行をよろしくお願いいたします。

もうこの有収率については、西澤議員がほとんど言われましたので、これで終了いたします。

それでは、次に、前回も議員資格の住所要件についての質問に対して答弁がしっかりされていない。

そのとき議長から、行政に対して内部協議をしっかりし、答弁も行政としてしっかりとした見解を答えていただきたいとの提言がありましたので、これを守っていただき、再度ポイントを絞って質問いたします。はっきりとした答弁でお願いいたします。

まず、前回、９月議会の一般質問で、選管委員長は適法でないと考えますがとのことでありました。この適法でないの意味はどういうことなのか。適法でない､この方とは何法の何条に違反しているというのか｡ということは、裁判になればだめということになると思うんですが、この資格審査に問われた議員は、この１２月１１日に出馬集会を行うと人伝えに聞いており、出馬意向の構えを見せておられるそうです。それでも町の選管は認めるのか。甲良町の選管の責任はないのか。コンプライアンスといつも行政、そして、特に総務課は言っていると思うんですが、法令を遵守することが行政、選管の立場と思いますが、見解を述べてください。

○藤堂議長　選管委員長。

○上田選挙管理委員長　答弁の許可を得ましたので、行います。

選挙管理委員会では、公職選挙法によって事務を進めることとなります。選挙権については、公職選挙法第９条第２項となります。内容は、日本国民たる年齢満２０年以上の者で、引き続き３カ月以上、市・町・村の区域内に

住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員および町の選挙権を有するというものです。

選挙権で選管が言えることは、３カ月以上住民基本台帳に名簿が登載されていることとなります。住所認定する機関は、役場では住民課でありますが、９月の議会で選挙管理委員会としての問いがありました。そのときの発言の趣旨は、公職選挙法第９条第２項の区域内に住所を有するということから、法に触れる疑いを持ちますが、３月に住民課へ選挙管理委員会名で住民基本台帳法に基づく住所調査をしており、書面にて住民資格ありと回答を得ているところでございます。

また、町行政より議会資格審査特別委員会に求められた見解が提出されており、境界周辺の方々への甲良町を生活の本拠地として認める特段の事情が甲良町に生活の根拠があり住民登録がある限り甲良町の住民と認めるという、甲良町長見解が出されておりますことから、選挙管理委員会もこれを尊重しており、選挙権があり、選挙人名簿を変更することはありません。

繰り返しますが、住所認定はあくまでも住民窓口でありますので、その見解は住民課長からお聞きいただきたいと思います。

以上でございます。

○藤堂議長　住民課長。

○中川住民課長　今、選管委員長の方から住民課の方でという話がありましたので、答弁させていただきます。

選管委員長の方からもお話がありましたように、３月の時点で選挙管理委員会から依頼があったということで調査をさせていただいています。その中で、小集落事業での取り組みであるとか、上水道の布設であるとか、町道認定であるとか、あるいは、住民基本台帳法に基づく記載事項全般について住民であるということを満たしているであるとか、あるいは自治会や町内会行事に数十年にわたって甲良の町民として生活をされているということも含めて調査をさせていただいた結果がそういうことでございました。

ということで、県の自治振興課にそのことについての判断はどうなんやという相談もさせていただき、それから、県の方からは総務省の方へ、そのことについての見解についてどうなんやということを、総務省の方に出向いてご相談をしていただいたという結果に基づきまして、町としては総合的に判断をして、甲良町に生活の根拠があるというところで住民として住民登録をさせていただいているということでございます。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　今、選管委員長が住民課長のお振りになられたので、思わず住民課長は、「えっ？」というあれで答弁なされましたが、では、この前の９月

議会のときに、住民課長は住所要件、住基には確かに長寺５９９になっているのかと思われますが、そこに住まわれていないという事実がございます。当時、９月議会では１月２４日の告示、２５日でしたか、済みません、には３カ月以上あるから､まだ今なら間に合うと私はそのときに述べております。今現在も住んでおられません。そういうのは確認に行ったりしないのか。住民課長は選管から要請があれば行きますという答弁を受けておりますが、選管から要請がなければ行かないのか。今そういう公の場で私が住んでおられないと言っているのに、調査に行かれないのか。来たる１月２５日に受け付けるのか、それでも。というので、もし裁判になったときの参考にされますというのを含めて見解をお願いいたします。

○藤堂議長　総務課長。

○山本総務課長　それでは、お答えをしたいと思います。私の方から先にお答えをさせてもらいます。

先ほども住民課長が申しましたように、住所認定の関係につきましては、選挙管理委員会で住所を認定させていただくというものではございませんで、住民窓口が認定をするということでの制度になってございます。

今、公職選挙法２１条では、被登録資格等の条項が載っておりまして、それは選挙権で選管が言えることは、３カ月以上住民基本台帳に氏名が搭載されていることということでございます。ということで、住民課窓口での認定というものが、それをもって選管も登録をするということになってございますので、今、住民課長が申しましたように、国の見解等で、３月の時点で議会の方でもご審議をいただいて、特段の甲良町の事情があるということ、また、境界周辺の皆さんを含んで、国の方では町長の判断で住民と言えるという見解もあったということで議会の資格委員会での住民課、町長見解という形で文書が提出されているということでございますので、選管も名簿を取り消しをさせていただく｡変更するということはないということでございます。

○藤堂議長　住民課長。

○中川住民課長　調査をするか、しないかというご質問があったと思いますけれど、住民課としましては、９月にもたぶん説明させていただいたと思うんですけど､住民基本台帳の実態調査取扱要綱というのを定めておりますので、それに基づいて事務を進めさせていただくということになろうかと思います。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　三度目になりますけど、住民基本台帳に基づいて事務を進めさせていただくと今お答えになりましたが、調査に行かないのかで、事務じゃないんですよ。事務に基づいて調査に行きますなのか、ちょっと今の、ややこしい、わかりにくい答弁だったので、そこをはっきり言ってください。調査

に行くのか、行かないのか。

○藤堂議長　住民課長。

○中川住民課長　取扱要綱によりますと、必要と判断した場合には調査を行うということになっておりますので、それも含めて、この要綱にのっとって事務を進めさせていただくという意味でございます。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　よくわかりました。のっとって決めはるわけですね。何度も私は質問しているわけですから、一度調査をなさってはいかがですか。そう提言しておきます。

　次に、前回選管委員長の最後に、町内の住所地での生活を構えることを望んでいると答弁されましたが、もう少し詳しく説明をしていただきたい。なぜそのような発言になったのか、また、選管としてこのことについて何か対策をしたのか。先ほどと少しダブる質問かもわかりませんが、ここで１つの例といいますか、ある町民さんの話ですが、８年前に同じ区内に現住所を移そうと住民課に行かれまして尋ねたところ、建物がないところには住所を移せないとの回答を受けたと聞いております。そのときはそのときの行政の答えはだめなんですか。今の行政は何かちょっと、この住民さんとは違うかわかりませんけど、オーケーなのか。何か甘いのか。議員に対して遠慮があるのか何かわかりませんけど、７、８年前の行政と今の行政職員の方とは認識が違うんですかというのをつけ加えまして、先ほどの選管としてのそのことについて何か対策したのか。今のをふまえてお答えください。

○藤堂議長　選管委員長。

○上田選挙管理委員長　議会に出る、公職になるという方は、自覚と責任を持った行動をお願いしたいためであり、そのことは議会見解と同じでございます。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　今、選管委員長は、自覚と責任を持った行動をお願いしたいと言われましたが、どうも９月議会も、たしか同じことを言われました。本人は届いていないようです。だから、いま一度自覚と責任を持った行動をお願いしたいと。ご本人に向かって言っているつもりなんですよね。どうですか。お答えください。

○藤堂議長　選管委員長。

○上田選挙管理委員長　はい。そのとおりでございます。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　では、続いて、１つお願いしたんですけども、先ほどの有収率のことについて、議会の答弁者がＭ氏をお答えになられたところだけですけど

も、質問、その１項目お願いできないでしょうか。私もＭ氏ですので。いかがでしょうか。

○藤堂議長　質問は終わっているんですけども、宮嵜議員の指摘のとおり、私もＭ氏、３名おられるなというふうな思いはありましたので、この１問に限って許可します。

○宮嵜議員　ありがとうございます。水道課長、そのＭ氏に関して１つ、お願いします。

私も甲良町議会議員のＭ氏の１人です。はっきり答えてくれはって結構です。先ほどのＭ氏は私ですか。私でないんですか。そこをはっきりしてくれないと今夜寝られません。よろしくお願いします。

○藤堂議長　水道課長。

○茶木水道課長　宮嵜議員ではございません。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　ありがとうございました。結構です。

続いて、次の項目に行きます。局長、例のチラシを皆さんに配布していただけますか。

（チラシ配布）

○宮嵜議員　行き渡りましたね、皆さん。

それでは、１１月１３日に議員だよりとして金澤議員、山田議員、西川議員、有志一同が発行されております。この中の有志一同とは、先月２９日の臨時議会が閉会した直後に、４名の議員が木村議員を呼び寄せ、このチラシについて話をされておりました。そのときに丸山恵二議員が一緒に会話されていることから、この有志一同は、私の推測ではございますが、丸山恵二議員と推察されます。それか、町民有志一同なのか。それは丸山恵二議員でなかったらお許しください。

この議員だよりに関する質問について、本来ならば発行者に１人ずつお聞きしたいのですが、そうもいきませんので、行政側ならびに議会事務局長にお聞きします。わかっている範囲でお答えください。質問しやすいようにページをつけておきましたので、よろしくお願いいたします。１つずつ聞きたいのですが、かなり多くの項目となっておりますので、このように１つずつ挙げておかないと、３回という制限がありますのでご了承ください。

まず最初に、このチラシ全体についてお聞きします。

１番ですが、このチラシには、今度の町議会議員選挙に立候補される予定の方の個人名を挙げて一人一人の誹謗中傷をされております。しかも、３ページには１ページの表題の下に書いてある自分らが議員にふさわしい、良識の持った議員などと､自分たちに投票を依頼しているようにとれるんですが、

これは公職選挙法違反で、事前運動に当たると思われるんですが、私の思い込みでしょうか。

また、その中で、個人名を挙げて虚偽のことが数多く書かれており、ある議員が名誉棄損で告発するようなことも聞いております。このような行為は公職選挙法２２５条、選挙の自由妨害ですね。および第２３５条、虚偽事項の公表罪に該当し、公職選挙法に違反すると考えられます。ただ、摘発や取り締まることは警察の仕事とわかっているので、そのような答弁は求めておりません。この行為は、選管として公職選挙法に抵触しないのか、するのか、見解をお聞きいたします。

○藤堂議長　選挙事務局長。

○山本選挙管理事務局長　今、前置きをいただいたわけでございますけれども、選管としましては、公職選挙法に抵触するかどうかとか、そういうふうなものにつきましては、司法が判断をいただくということになってまいります。選管には権限が、そのことについては与えられていないということでご理解をいただきたいと思います。あくまでも選管は執行機関ということでございまして、取り締まりについては司法が行っていただくということでございます。

先ほど２２５条等のこともおっしゃっていただきましたけども、調査権は持ち合わせてはいないということで、別の機関、司法機関の方でお願いしていくというようなことでございます。よろしくお願いいたします。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　それでは、また、こういうことは誰かが申し入れをしなければ、選管としては何もしないということなんですか。見解をよろしくお願いします。

○藤堂議長　事務局長。

○山本選挙管理事務局長　一応、申し入れをしていただいたというふうなことも、実はあったわけでございますので、そういうような場合は警察の方にいただくというふうなことも言わさせていただいたということでございます。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　３番の、抵触する場合は選管として何もしないのかはやめておきます。時間のむだです。

次に、１ページから質問します。

このビラの議員だよりの下の部分ですね。９月の議会にて平成２２年一般会計決算が、予算決算常任委員会では９名の議員が認定しておきながら、本会議ではわけのわからない、つじつまの合わない討論をして４名の議員が反対に回り、その結果、不認定とされました。

そこでお聞きします。このチラシには全国でも前代未聞と書かれております。このように不認定とされたことは全国でも例がないのか。また、不認定とされたことにより現行政に対して何らかの不都合があるのか、お聞かせください。総務課長、または局長でも結構です。

○藤堂議長　議会事務局長。

○大橋事務局長　まず最初にお断りしておきます。議会事務局長としては、議員の皆さんの中立という立場でいます。したがって、これらのチラシについて沢山の質問をいただいておるんですが、決してどちらかに味方してお答えするというわけじゃなく、根拠や証拠に基づいてお答えさせていただきますので、したがって、質問によっては多少時間をいただくということもありますので、あらかじめご了承をお願いします。

まず、前代未聞という言葉を調べてみました。辞書には、今まで聞いたことがないとか、非常に珍しいことというふうなことで書いてあります。したがいまして、本当に決算の不認定があるのかないのかということをインターネット等で調べさせていただいたところ、滋賀県内では平成１９年に日野町と愛荘町で不認定ということをされています。ここ最近でも、ここに資料があるんですが、東京都、それから敦賀市、和泉市ということで、沢山、結構２０市町ぐらいの不認定にされたという実績があります。したがって、前代未聞という書き方は間違っているんじゃないかなというふうに思っております。

それと、決算が不認定となっても、その決算の効力には影響がないという行政実例があります。しかし、議会の認定は、予算執行の適正なことを確認するものであり、その認定が得られないことは執行機関としての、少なくとも政治的な責任は回避されない一面を持つことになります。したがって、その認定を得られない問題点を明らかにし、正すべき点は正し、結果において住民の批判を待つということになると思います。

以上です。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　次に、このチラシの中で、高額な弁護士費用が議会で審議されないまま支払わされていたとあります。また、その段の下には、予算で弁護士費用を計上させておきながらと前段と矛盾することが書いてあります。その予算計上のときに議会で審議はなされなかったのか。私は十分にしたつもりなんですけども。それと、弁護士の委託ですが、水面下で一部議員が勝手に依頼したと書かれていますが、どうだったんですか。

○藤堂議長　議会事務局長。

○大橋事務局長　この文章を見ていると、前段では予算審議がされていないと

書いてありますし、下段の方には予算計上されておきながらというふうなことで、少し矛盾したような書き方じゃないかなというふうに思っています。

特にそのときの資料を調べてみました。今年の２月８日の予算決算常任委員会において、この補正予算を付託されています。そのとき、弁護士費用については金澤議員、山田議員、濱野元議員が質問されていて、行政側も私もきちんと答弁しております。したがって、議会で審議されないということは全然なかったということであります。

それと、弁護士に委任ということですが、今年の４月１２日に開催した第２回臨時議会で、建部議員から発議第５号で提案されました。手続を一切玉木弁護士に委任するという議会での議決をいただいており、水面下で一部議員が勝手に依頼したということはないというふうに思います。

また、１００条委員会の方でも玉木弁護士に依頼をされています。そのときも第８回の１００条委員会で、報告書の取りまとめは弁護士と専門の方に依頼するということでありましたし、第１０回の１００条委員会では、玉木弁護士が引き受けていただきましたというように報告されておりますので、一部議員が勝手に依頼したということではないというふうに思っております。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　よくわかりました。

次に、宮嵜議員の裁判に、職員を引き連れ、欠かさず傍聴にとありますが、この件についての見解をお聞きしたい。町長または事務局長、どちらでも結構です。

○藤堂議長　町長。

○北川町長　確かに私は宮嵜議員の公判に、一度都合が悪くて欠席したかなという記憶がありますが、それ以外は多分すべて出席をしたのではないかなと思っております。ただ、職員は私のところの甲良町の運転手でございます。したがいまして、私が１人で公用車を単独で運転して行くということは、もし一何か事故があったときには私のかわりが務まりませんので、必ず運転手の職員が運転をして、それに同乗させていただいていかなる場所も行くということが前提になっておりますので、必ず職員は運転手が同席をしますということになります。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　時間の関係もありますので、飛ばします。

次に、宮嵜議員を公用車に乗せて帰る姿を目撃したとありますが、このようなことがあったのか。確かに私は公判が終わった後、四、五百メーターのところに弁護士事務所がありまして、そのときに同乗させてもらった記憶があります。それは、議会からの告発している偽証告発のことで弁護士と町長

らを含め打ち合わせをしに行ったときのことではないかなと思われるんですが、私が自分の公判のことで公用車に乗せてもらったりとか、一度もありません。そのとき町長と局長も同席だったと思いますが、企画課長もおられたと思います。答弁は町長または議会事務局長、どちらでも結構です。

○**藤堂議長**　町長。

○**北川町長**　宮嵜議員おっしゃるとおりでございまして、あれはたしかコミュニティじゃなくて、もう一つのハイエースでたしか行ったのではないかなというような記憶をしておりまして､裁判所から玉木弁護士までの距離は約３、４００メートルかなと。同じ行くのであれば一緒にみんな同乗して乗ったらどうやというようなことで行った記憶はございます。それ以外については一切ありません。

○**藤堂議長**　宮嵜議員。

○**宮嵜議員**　その点でもう１問、お聞かせ願います。

私が公用車に乗ってはいけないという条例、町条例等はあるんですか。

○**藤堂議長**　町長。

○**北川町長**　ございません。ただ変に勘ぐりをされては困るということもあるので、意識的に、それと同時にほとんどほかの議員さんもそれぞれ自分のマイカーで行かれているというように私は解していますので、そういうことはございません。

○**藤堂議長**　宮嵜議員。

○**宮嵜議員**　続いて、議会事務局長が１０月７日に監査委員の研修があるにもかかわず、上田監査委員を１人残してわざわざ大阪まで裁判の傍聴にと書いてあった件について、このようなことはあったのか。後でいろいろこの言葉が出てきますが、公務をすっぽかしてまで大阪に来ておられたのか。事務局長、よろしくお願いします。

○**藤堂議長**　議会事務局長。

○**大橋事務局長**　まず、監査委員の研修があるにもかかわらずとありますが、確かに日付がほかのことと、この監査委員の研修と公判のことが重複しまして、書記にどちらかに行ってもらおうかなということを思っていました。

しかし、その日は議会だよりの原稿の締め切りの日であったというふうに記憶しています。それで、その議会の広報の締め切りに支障が来すとあかんということもありますし、以前に議長に、事務局はできるだけ留守にしないようにということも言われていますので、私が行かさせていただきました。もちろん事前に町長、議長にも報告し、決裁もいただいておりますし、その監査委員の研修があるにもかかわらずという書き方は、表現はあまり正しくないんじゃないかなというふうに思います。

それと、上田監査委員は、今、全国の監査委員の会長という立場であります。したがいまして、全国の会長の事務局、事務局長というのは滋賀県の監査委員の事務局であります。したがって、私と一緒に行くということはありません。前日から、監査委員会長でありますから前日から行っておられまして、滋賀県の事務局の局員と一緒に打ち合わせにも行っておられますので、行きはもちろん別々ということであります。したがいまして、帰りも一緒に帰るというんじゃなくて､滋賀県の事務局員と一緒に帰っておられますので、１人残して勝手に帰ったというふうな書き方ですが、決してそんなことではなかったかなというふうに思っております。

以上です。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　次に、今の部分の下の段に、町長は私情に流されず、公平な判断で行政運営をすべきであると書かれておりますが、町長は私情に流されて公平な行政運営をしていないんですか。お聞かせください。

○藤堂議長　町長。

○北川町長　私は、議員皆さんはすべて同じ、公平・公立で対等にの立場でお話をさせていただいております。偏った偏見も何もございません。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　わかりました。そう信じておりました。

次に、その下に、町長は平日にもかかわらず、建部、木村、藤堂与三郎、藤堂一彦、河上議員らとともに議員の打ち上げ旅行に九州へとありますが、このことについて町長はどうだったのですか。たしか前山﨑町長は、土日は私用で公務を欠席することも多く、また、毎週ではなかったですかね、よく月曜日に休暇をとっておられたと思うんです。それに伴って、どこかの図書館の休みに合わされていたのか、それはどうかわかりませんが、そういう、前町長は休暇の取られ方をしておられました。と記憶に残っております。北川町長の休日の出勤状況と平日に休みをとったことはあるのか､どうなのか、お聞かせください。

○藤堂議長　町長。

○北川町長　このビラに書かれていますとおり、１０月２０日から２２日までの議員５名の方と九州の打ち上げ旅行は行きました。これは、私が平成８年に初めて議会に入った、そのときですね、４年１期終わる前には必ず議員の皆さんが最後の思い出にということで旅行に行かれておりました。そのときに、そのときの町長も親睦を深め、コミュニケーションを図るということは非常に大事やというようなことから同席をされた経緯がございます。それが今日までずっと続いておりました。

したがって、今回もそういうお話をいただいたときに、公務が重なっておられば欠席をさせてもらいますが､たまたまそのときは公務がなかったので、５名の方のお言葉をいただいたのに対して、いい機会だからコミュニケーションを図ったり、たまには息抜きもよいやろうというようなことで同席をさせていただきました。

しかし､これは５名の方ということは一部の方というように解されますが、例えばほかの議員の皆さんがそういうような形で行かれる場合もあっても、私はお誘いいただいたら一緒に参加をさせていただくというような思いをいたしております。

それで後に質問をいただいた休みの件、私は平成２１年１１月１０日に初当選しました。そして、去年、まず1年間、平日に休んだのは、私の記憶では５、6日かなというように思っています。そして、土曜日、日曜日の公務、これで出席なり、参加なりしたのは４９日、手帳に書いているのを見ると４９日あります。そして、今年は、はっきり覚えているのは盆休みに2日休みました。そして、今お話しした１０月２０日、２１日、２日休みました。それ以外に風邪をひいたり家の都合やらで2日ほど休んだなという、私は記憶を持っています。２日か3日休んだなという記憶があります。それ以外に去年も今年も半日ずつを休んだのは1日か2日あるのではないかなというようなことで、トータルすると、２年間で多分2週間も休んでいないのではないかなというような記憶をしておりますが、今後は私も生身の体ですので、もう少しリフレッシュできる時間をとりたいなと、改めて今思ったところでございます。

以上です。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　北川町長も毎週月曜日、どこかの図書館に合わせて休まれてもいいんじゃないかと、健康にご留意をということで、その下に、局長も同行とありますが、これもどうでもいいんですけすけど、何か言うことがあればあれですけど、ひょっとしたら、あなたも公務をすっぽかして行っていたんですか。もしあれば、ありますか。お答えください。

○藤堂議長　議会事務局長。

○大橋事務局長　確かに一緒に行かさせていただきました。ここに書いてある同行と書いてあるのがちょっとひっかかるんですが、同行と言われると、公費で一緒に行ったみたいに、そんな書き方でありますが、私は自分で休暇をとって、それから、自分のお金で行かさせていただきましたので、したがって、このようなチラシに書かれることも、ちょっと私としては心外であります。議員互助会のことですから、お誘いがあれば、町長も言われたとおり、

都合のつく限り同席させていただきます。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　結構です。

次に、右の欄の２ページの藤堂与三郎議長の欄についてお聞きします。

偽証の告発状が返還され、この事実を議会に報告する義務があるにもかかわらず、隠していたとありますが、このような事実はあったんですか。局長、お答えください。

○藤堂議長　議会事務局長。

○大橋事務局長　偽証の告発状が返還されたと書いてありますが、これは告発状すべてが返還されたわけではなく、表紙のみ返還されてきました。これは、理由は要点記録の、４５０ページ以上あるんですが、そのどこが偽証に当たるか、ちょっとこの４５０ページの中からはわからないので、それをはっきりしてくださいという要請がありましたので、それをピックアップさせてもらって再提出をさせていただきました。そのときに議長が、今の藤堂議長にかわっておられますので、議長名を今の議長に直して再提出してくださいということだったので、提出しました。

それと、隠していたとありますが、そのような事実はありません。もしもそのとき皆様から問い合わせがあれば、きちんとお答えをしていました。ですから、こちらからは皆さんにいちいち報告はいたしません。ただ、議長にはもちろん報告しています。

このことは、告発しなければならないとする昨年１２月１５日の議決に沿った議長の専決事項と認識しています。また、この事実を議会に報告する義務があるにもかかわらずと書いてありますが、そのような報告する義務の根拠もないというふうに思っております。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　では、今のことはここに議員だよりの、甲良町議会議員という名前を挙げておられます金澤議員、西川議員、山田壽一議員に何度も、特に西川議員は最近なられたところで、多分この事情は参加されていないので、聞いてだけしかわからん、片一方の意見を聞いてだけしかわかっておられないと思うんですが、特に金澤議員と山田議員には何度も同じようなことを説明されて、わかっておられると思うんですけどね。わかっていてまだこのようなことを書かれるということは、わかっていない人がこれを書かれたんですかね。主筆は誰なんでしょうね。誰だと思いますか、局長。わかってたら、何度もこのことは議会でやっておるのに、わかってたらこんなことは書けないと思うんですけど、わかってない人がこれを書いていると思うんですけど、主筆は誰でしょう。わかりますか。

○**藤堂議長**　議会事務局長。

○**大橋事務局長**　そのことは、私にはわかりません。

○**藤堂議長**　宮嵜議員。

○**宮嵜議員**　わかりませんか。私は大体わかります。言いませんが。

次に、濱野前議員が議員資格審査で兼業禁止に問われ、多数派工作で、ある意味強硬に議決したこと。証拠提出の機会も与えずと、また同じようなことを書いてありますが、もううんざりしますわ。そのようなことがあったんですか。

○**藤堂議長**　議会事務局長。

○**大橋事務局長**　多数派工作である意味強硬と書いてありますが、これは地方自治法第９２条の２と第１２７条に基づいて兼業禁止に問われた結果処分が下され、きちんと処理されていますので、強硬という言葉は違うんじゃないかなというふうに思います。

それと、証拠提出の機会も与えずにとありますが、議員資格審査特別委員会で判断され、提出の機会も与えずと書いていますけれども、委員会で提案されて、その日に即決というふうな形じゃなくて、３日間ぐらいの日がありますので､その機会がなかったということは間違いだというふうに思います。

○**藤堂議長**　宮嵜議員。

○**宮嵜議員**　ですよね｡よくわかりました｡私もよくわかっているんですけど、わからない人が書いているのかどうかわかりませんけど、勝手に思い込んではるのか。

では、報告書の⑨番が抜けておりますけど、⑩番に行きます。建部孝夫議員の欄から質問します。

ここに書いてある申し合わせ事項について、議会事務局と何か確認してあったんですか。申し合わせ事項について。

○**藤堂議長**　議会事務局長。

○**大橋事務局長**　たぶん２２年２月に決められたんじゃないかなと推察はしますが、私はそのときに議会事務局にはいませんでしたので、どのような申し合わせがされたかというのはわかりません。

ただ、その後の濱野前議員の会話の中で、ベテラン議員は議長を持って、１年生議員は副議長を持って、１年で交代する。１年で交代するというふうなことを聞いたことはありますが、そのことが申し合わせ事項であったかどうかというのは、申し合わせ事項としては皆さん確認できていないんじゃないかなというふうに思っています。

もしもそのような申し合わせ事項があったなら、２２年２月の臨時議会で議長、副議長とも１年で交代していただくというふうなことでないとつじつ

まが合ってこないというふうに思います。

○**藤堂議長**　宮嵜議員。

○**宮嵜議員**　ですよね。この、今の局長の申されたことはよく濱野前議員が持論として言っておられたなという記憶はあります。

では、次に行きます。

木村修議員の欄から質問いたします。

木村議員が百条委員会にて、村田局長を呼び発言させたことはあるんですか。

○**藤堂議長**　事務局長。

○**大橋事務局長**　今おっしゃったように、木村議員が村田局長を呼び出すというふうに書いてありますが、木村議員が呼び出したことはありません。第５回の百条委員会で決まって、承認として皆さんの同意で呼ばれたということであります。そのときの記録を見てみますと、木村議員はそのことについて一切意見も言っておられなくて、ほかの議員さんから前村田局長の名前が出てきました。

したがって、木村議員が呼び出すということは、ちょっと書き過ぎじゃないかなというふうに思います。ただ、木村議員も百条委員会の一員だから一緒と言われますと、ほかの議員さんも同じく呼び出したということになると思います。

それと、発言させというふうなことが書いていますが、木村議員から村田局長に対しての質問も、記録を見る限りありませんでした。

○**藤堂議長**　宮嵜議員。

○**宮嵜議員**　よくわかりました。

次に、村田局長を、これはおそらく間違っているのかどうなのか、おそまつな、「再送する」、この再送の意味がよくわからないんですけどね。たぶんよく似た感じに、さらにという字と、しんにゅうに失うと書いて更迭という字がありますが、多分更迭と書きたかったんだと思うんですけどね。よくわかりませんが。先日の新聞、１１月２９日付の新聞に、沖縄の防衛局長が更迭されたと大きな記事が出ておりました。このような意味のことと同じようなことが書きたかったのかな。おそらく更迭じゃないのかなと思うんですけど、よく確認してからこれを発行すればいいと思うんですがね。かっこ悪いことですよ、これね。じゃ、これ、主筆は誰なのかというのは、大体わかってきますよね、皆さん。察しがつきますよね。それはいいんですけど。

ここに、このような村田局長をやめさす決議案を木村議員が用意していた事実はあるのか。また、丸山恵二議員に詰め寄ったとありますが、そのようなことを確認しておりますか。お聞きします。

○**藤堂議長**　事務局長。

○**大橋事務局長**　木村議員が用意していたという事実はありません。その決議案は、５月３１日の第６回百条委員会の最後に西澤議員から事務局長、村田和久廣氏の議会への出向解除を要請する決議という提案がされて、賛成多数で可決されています。

それと、今、チラシを見ると、その日にその場で丸山恵二議員に詰め寄ったというふうな取り方ができるんですが、丸山恵二議員は、この日は欠席されていましたので、そのようなことはなかったというふうに思っています。

○**藤堂議長**　宮嵜議員。

○**宮嵜議員**　欠席しておられるのに詰め寄れるわけがありませんよね。幽霊でも見はったんですか。疲れてきました。

では、次、村田局長は計画的な策略ですっかり力を落としていたと書いてありますが、このような事実はあったんですか。

○**藤堂議長**　議会事務局長。

○**大橋事務局長**　計画的な策略と言われますと、その後の百条委員会の記録から見ても、そういう事実はなかったんじゃないかなというふうに思います。ただ、力を落としていたということを書いているんですが、私はあのとき議会にいなくて、保健福祉課でしたので、当日のことはよくわからないんですが、ただ、６月１日に課長会が夕方４時からあって、局長は、村田局長も私も出席していたんですが､少し元気がなかったように思いましたし､その後、夜、彦根の簡保じゃなくて、彦根の文化プラザで職員の研修会みたいな形で課長全部出ていたと思うんですが、そのときも村田局長は課長の周りにいなくて、１人ぽつんと私らの左の……、そうでした。そのとき１人ぽつんとおられて､みんなの輪から離れておられましたので､ちょっと元気がないなと。力を落としているんじゃないかなという感じは受けました。

○**藤堂議長**　宮嵜議員。

○**宮嵜議員**　では、次に、その下の藤堂一彦議員の欄から質問します。

まず、広報委員研修に腰痛を理由に公務を、またここで出てきますが、すっぽかしたとありますが、そういう事実はあったんですか。

○**藤堂議長**　事務局長。

○**大橋事務局長**　すっぽかしたというのは、そのまま打ち捨てておくとか、約束を破るということになりますが、また、連絡をせずに無断で欠席するということになると思うんですが、この広報研修は７月２８、２９日と行きました。藤堂議員から事前に欠席届と診断書を添付されて、届けを、今ここにもコピーをもらっているんですが、置いてあるんですが、藤堂議員が事前に提出されていますので、すっぽかしたという表現は間違いかなというふうに思

います。

　そのときに聞いていたのは、医者に長時間同じ体勢でいるのはよくないというふうに聞いております。

〇藤堂議長　宮嵜議員。

〇宮嵜議員　次に、ほかの議員研修、合同研修、この研修とは、常任委員研修のことだと思うんですが、もう一つ、大滝山林組合研修についても腰痛を理由に欠席とありますが、このことは事実なんですか。ここでもすっぽかしてはるんですか。

〇藤堂議長　事務局長。

〇大橋事務局長　議員研修といいますと、合同の常任委員研修で、７月１３、１４と２日間鳥取県に行った研修だと思います。これにも事前に欠席届と診断書を添付されて欠席されておられますので、すっぽかしたという感じではないかなというふうに思います。

　それと、大滝山林組合の研修は、６月２４、２５ということで研修をされたというふうに調べたところなっています。この研修には、藤堂議員は出席されていません。ただ、藤堂議員がけがをされたのが６月３０日であります。先ほど言いました、この研修は６月２４、２５でしたので、腰痛の理由で欠席ということは間違いかなということを聞いています。藤堂議員は、このとき２５、２６とほかの用事があったので、この大滝山林組合のことには行けなかったというふうなことを聞いています。

〇藤堂議長　宮嵜議員。

〇宮嵜議員　藤堂一彦議員の名誉にかかわることですから、再度お聞きします。研修は６月２４、２５にあったことが、腰痛の届けがあったのが６月３０日。ということは、６月２４、２５は腰痛は発生していなかったということなんですよね。この記事を見ると、腰痛で大滝山林組合も、広報委員会もすっぽかしたというようにこの文面では取れるんですが、うそ偽りのビラはいかんですよね。うそ偽りに近いと思うんですが、どうですか、局長。

〇藤堂議長　事務局長。

〇大橋事務局長　確かに６月３０日がけがの日でありますので、腰痛という書き方は間違いかということを思っております。

〇藤堂議長　宮嵜議員。

〇宮嵜議員　次に、公印の無断使用が発覚とありますが、このことについて見解を求めます。

〇藤堂議長　議会事務局長。

〇大橋事務局長　このことについては、何回も申し上げているわけなんですが、少し詳しく述べさせていただきたいと思います。

去年の２２年１１月２４日だったと思います。百条委員会の関係で緊急の決裁がありました。夕方、山田議長宅に記録提出請求書の起案文書の決裁と、百条委員会の委員長からの議長あての記録提出通知書を併せて届けさせていただきました。緊急なので決裁をお願いしますと。夜でもありましたので、あす届けてくださいとお願いしました。自宅の方に置いて帰ってきました。

次の日になっても、その決裁文書が届かなかったので、そのときの藤堂一彦委員長が、山田議長に電話をしていただきまして、口頭で決裁をもらったということを聞いています。それでもその日に、その文書が届けていただけるということでしたので、事務局としても、私はちょっと出張で出ていましたので、宝来書記が夜７時過ぎまでは事務局で待っておりました。待っていたんですが、そのときは文書は届きませんでした。

次の日には、議長ならびに正副常任委員長研修がありましたので、そのときに持ってきていただけるということを思っていたんですが、山田議長はそのとき連絡もなく欠席でありました。

その次の日は土曜日でしたので、どうしても早くその決裁を、文書を送らないとあかんということでありましたので、口頭で決裁をもらっていたという書類でありますので、郵送させていただきました。

ちなみに、参考までに、行政実例を見ますと、議長は百条委員会の判断を尊重すべきであり、申し出を拒否できないと。百条委員会では外部に対して議会を代表する権限がないため、代表権を有する議長に申し出をさせた上で外部に対する権限の行使を可能ならしめる点にあると思われるので、議長が拒否をすることはできないという行政実例もあります。

また、その後、平成２２年１２月２１日に、偽証告発と濱野議員の記録提出拒否の検察に告発するという決裁文書は、山田議長の決裁の判こが押してあります。そのコピーも、今ここにあります。

ですから、最初は提出しなさいと言って、押していない、無断使用やと言っていながら、後で告発するというときには決裁をいただいているので、ちょっと矛盾をしているんじゃないかなというふうに思っています。

このことは何回も申し上げているので、またこのようにチラシに書かれているというのは憤慨しているところであります。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　ちょっと待ってくださいよ。もう少し聞きますが、議長ならびに正副常任委員研修に連絡もなく当時の山田議長は欠席と、今、局長は答えられましたよね、たしか。私の耳が狂っているんでしょうか。これがすっぽかしじゃないんですか。どうなんですか。局長。

○藤堂議長　局長。

○大橋事務局長　後で聞いたことによると、商工会の関係で出張されたということがわかったんですが、連絡はなかったということであります。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　いやいや、商工会の研修であろうが、何であろうが、無断で休まはったんでしょう。これがすっぽかしじゃないんですか。それを聞いているんですよ。

○藤堂議長　議会事務局長。

○大橋事務局長　先ほどすっぽかしの意味を言いましたけれども、まさにそのとおりかなというふうに思っています。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　できたら、一発の回答でそれを聞きたかったんです。お願いします。

それと、口頭で決裁をいただいた。また、その後の告発するという決裁文書には判こが押してある。これはどういうことですかね。これも少しつじつまが合わないんですけれども。ところで、その決裁文書は、その後、今現在どうなっているんですか。

○藤堂議長　事務局長。

○大橋事務局長　そのときに事務局に持っていくということを聞いていたんですが、まだ返してもらっていません。当然、この文書は公文書でありますし、委員長からの通知文書も入っております。バインダーは、議会の公費で買ってあるものですから返していただきたいと思います。この場で改めて返していただきますように、よろしくお願いします。申し上げておきます。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　わかりました。もし近日中に返していただけなければ、催促等をお願いしておきます。

次に行きます。

西澤議員は、談合問題が白と判断されたときは責任をとると明言していると書いてあります。この件について、見解はありますか。

○藤堂議長　議会事務局長。

○大橋事務局長　私はそのとき事務局にはいませんでした。ですから、平成２２年３月９日の会議録を確認いたしました。確かに金澤議員からそのようなことが出されています。官製談合問題についてはっきりさせるために平成２２年３月９日に百条委員会が設置され、１２回の百条委員会が開催されました。そして、百条委員会の調査の結果、町長に官製談合があったから告発するようにという決議がされています。

官製談合疑惑にかかわる恐喝未遂事件の裁判の中で、大津地裁の裁判官も、

最低制限価格を浜野工務店の関係者に漏らした官製談合があったことは、非常に濃厚であるというふうに裁判官も申し上げられました。そういうことで、百条委員会の結果においては官製談合は白ではないというふうに考えます。

　したがって、西澤議員は百条委員会で、黒のときは責任をとるということを言っておられたので、百条委員会では今のところ白と。逆です。逆です。百条委員会で黒と出ているんですから、西澤議員は責任はとらなくてもいいというふうに思います。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　次に、建部、木村、西澤、宮嵜、藤堂与三郎、藤堂一彦議員は、前町長、前総務主監、前正副議長が談合にかかわったとして標的にし、社会的に抹殺しようと計画。談合ありきの多数派工作で次々とひきょうな作戦を練って甲良町を混乱させたとありますが、片腹痛いですけど、このことの見解をお聞きします。

○藤堂議長　議会事務局長。

○大橋事務局長　談合にかかわったとして標的にという表現と、社会的に抹殺というような表現は的確でないというふうに思っています。その６人の議員さんからもそういうことは一切出てきていません。そういうことは聞いたことはありません。

　それと、談合ありきの多数派工作で次々と卑劣な作戦を練ってと書いてありますが、私がかかわっている中ではそのような作戦を練ってということは一切ございませんでした。

　官製談合は許せない。甲良町をよくするためにということで、すべて事実、証拠に基づいて調査された結果であるというふうに思っております。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　次に、官製談合の告発状が提出されてやがて１年がたとうとすると書いてありますが、やがて１年たとうとしているんですか。

○藤堂議長　議会事務局長。

○大橋事務局長　官製談合の告発状は、今年の３月１７日に提出されてます。今日で８カ月と２０日ぐらいだと思います。なぜ１年という表現なのか、わかりません。

　ただ、去年の１２月２１日に、議会として偽証告発、それから、先ほど言いました書類提出拒否の告発をしています。でも、これも今年の７月５日に再提出させてもらっていますし、それからいくと５カ月、約５カ月ということであります。

　それと、このチラシには、捜査もないに等しいというふうなことが書かれていますが、実は検察側からいろいろな追加資料の提出の請求があります。

それで、いろいろ出ささせてもらっています。捜査は着々と進んでいるというふうに思っていますが、これ以上の詳しいことは捜査中でありますので、コメントを差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　捜査は着々と進んでいるということで理解をしておきます。

次に、村田局長の名誉を晴らしたいと、この右の欄ですね。またこのようなことが書いてありますが、こちらのせりふなんですけどね。なかなか笑わせてくれはります。最初に、職員の中で真実を知っている方は勇気を出して話してくださいと語りかけてはりますよ、職員の皆さん。知ってはる方は、勇気を出してしゃべってやってくださいよ。

とのことで、次に、その中段に村田局長宅に誰１人お悔やみに顔を出さなかった、出せなかったのであろうと書いてありますが、そのことについてはどうなのか。私もお悔やみに行ったんですけど、どうですかね。

○藤堂議長　事務局長。

○大橋事務局長　私たちの職員の仲間が亡くなっているのです。本当に残念、無念でなりません。それと、職員として勇気を出して話してほしいと書いていますが､職員としては勇気を出して話しているというふうに思っています。ただ、これ以上のことは捜査が始まっていますので申し上げられません。

それと、議員も訃報を聞いて悔やみに全員行かれていると。その日に行くか、次の日に行くかというのはわかりませんけども、全員行かれているということも聞いています。だから、なぜこのようなことを書かれていたのかということはわからないです。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　わかりました。先ほどから局長は、捜査、捜査と言っておられますが、去る何月でしたかね、２名、３名の議員連盟で捜査はどこまで進んでいるのか教えてくれという要望書が届いていると聞いておりますが、答えは出ているんですかね。答えてあげてやってくれたんですか。そういう要望書が出ていると。うそか本当か知りませんけども、小耳に挟みましたので、この際、捜査内容を知りがっている方が沢山いはるみたいなので、お答えやって願えないでしょうかね。

○藤堂議長　局長。

○大橋事務局長　申しわけないんですが、これ以上は答えられません。

○藤堂議長　私から答えておきます。

申し出の時点では、そういう書類はありません。

宮嵜議員。

○宮嵜議員　わかりました。捜査上の秘密があるんですから、これ以上聞くの

は控えておきます。Ｘデーは来るということで。
次に、宝来書記のことを質問いたします。
本来ならば、宝来さん本人に答えてほしいところですが、録音の仕事をなされておられるのでそうもいかないと思いますので、局長にお願いいたしますが、まず、局長が亡くなってから態度が激変したとありますが、局長から見てどうだったのか。
もう一つ、宝来職員は誰かに威圧をかけられ、また、過去に村田局長が追い詰められた件を知っているがゆえの行動であろうとわけのわからない文がありますが、このような事実はあったんですか。
○藤堂議長　議会事務局長。
○大橋事務局長　このことについては、本当は詳細にお答えしたいんですが、まことに申しわけございません。これ以上は捜査の関係で申し上げられません。
○藤堂議長　宮嵜議員。
○宮嵜議員　捜査とこれと何か関係があるんですか。さっきから局長、捜査、捜査で全然答えになっていないんですよ。
○藤堂議長　議会事務局長。
○大橋事務局長　本当に申しわけございません。これは言えません。済みません。
○藤堂議長　宮嵜議員。
○宮嵜議員　時間が２分しかありませんので、じゃ、次に行きます。
次に、町民の皆様と書いてある欄から、官製談合問題をつくり上げ、素人ばかりが裁判もどきの百条委員会を開いたりとあるが、このことの見解をお願いします。
○藤堂議長　議会事務局長。
○大橋事務局長　官製談合問題をつくり上げというふうに書いてありますが、今までの百条委員会の調査の結果では、つくり上げたということは思っていません。官製談合があったから告発したというふうに思っています。
また、素人ばかりが裁判もどきの百条委員会を開いたりと書いてありますが、このチラシに書いてある人もその一員でありましたし、何でこのようなことを書かれているか、すごく不信に思います。ルール、法に基づいて官製談合百条委員会をやってきたわけですから、私たちが適当にやってきたみたいな書き方でありますから､非常にばかにされているようで納得いきません。
事務局として、甲良町として、初めてのことであります。村田局長もいろいろな文献、書籍を調べ、また、関係機関に問い合わせをして、全く何もわからないことから大変苦労し、一生懸命努力してこられたと思っています。

それを私が引き継いで、何もわからない中でいろいろなことを、書籍を調べ、また、県や国の機関に問い合わせをして今までやってきました。こんなことを書かれ、村田局長が亡くなって非常に残念であります。

友人や親戚関係の人がこのような書き方をするということは、本当に信じられません。何が素人でしょうか。村田局長も私も法律に基づいて厳粛にやってきました。このようなことを書かれるということは、官製談合があったから、それを何とかもみ消したり、抵抗しようとしているとしか思えません。このチラシを出されたことは、かえって逆効果でなかったかと思うぐらいであります。

これ以上は、先ほど言いましたとおり、捜査の関係で申し上げられませんので、ご了承ください。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　わかりました。

次に、その中段ですね。町長までが一緒になって刑事告発まで起こしたとあります。このことの見解と、ここで区切ります。去る１１月２０日かのＪＲ東海のせせらぎの里でのことでしたかどうだかわかりませんが、ある議員から、町長が、このビラ、えらいこと書いてあるんやのうと聞かはって、いやいや、その議員は、いやいや、いろいろこうあったんやけども、消さしたがなと聞かはったと人伝えに聞いているんですけどね。いや、消さしたがたなと。いろいろもっとあったんやけど。建部のとこももっとあったし、消さしたがなというのを聞いたんですけど、そういう事実はあったんですか。

○藤堂議長　町長。

○北川町長　町長までが一緒になって刑事告発まで起こしたということについては、これは官製談合疑惑が出て、その後、議会の百条委員会が１年にわたって調査をした結果、官製談合があったと解されるという判断のもとで、議会が行政に告発をせよという要請を出されたことを受けて、行政としてはいろいろと町民の皆さんにもそのことについてしっかり解明した結果を出させていただくということで司法にその判断はゆだねるということから告発をさせていただいたというような経緯でございます。ただ、その後の件については、もう少し記憶が定かでありませんので。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　わかりました。

第３次総合計画に記載されてある町民が望むふるさと交流村構想もつぶれ、売り上げも乏しいただの直売所となりましたとありますが、この見解を、どうですか。町長。

○藤堂議長　町長。

○北川町長　第３次総合計画に記載されてある町民が望むふるさと交流村もつぶれ、売り上げも乏しいただの直売所となりました。この件については、第３次ではなくて、第３次というのは２０１０年から２０２０年です。３次という表現は使っていません。第２次総合計画が、２０１１年から始まりました。その中にふるさと交流村構想と、構想という形で提起されているのがふるさと交流村構想であります。したがって、その構想は実現にということで、先ほども言いましたけども、平成１９年１２月、金屋地先に地元の地権者との用地買収を土地開発基金を使って、それで買収を行ったということが翌年の２月か３月になってから、そのことが初めて私たちわかって、改選後の直後です。建部議員が追認議決という提案をしたことによって、それは議決して私たちも用地買収は承認してという、そういう経緯があります。

　そうした中で、私はただの直売所となったということに対しては、甲良町の、先ほど言いましたように、財政力に伴う甲斐性のある形の施設整備をしていこうということで選挙でもそれを公約に挙げました。したがって、ただの直売所にしたということではありません。これから順次道の駅機能を国交省に申請をして、２４年度末か２５年度には、その認定をいただいて拠点施設としてスタートしたいという思いから順次整備を進めている段階であります。

　そういうことですので、多分ただの直売所というのは、おそらく今年の７月２７日まで営業をしていた北落地先のプレハブの直売所が乏しい直売所、それを組合員の皆さんが一日も早く仮オープンに店にしてほしい。してもらえんかということでスタートしたのが７月２８日からの仮オープンの今日の直売所ということになるのではないかなというように思っています。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　では、ただの乏しい直売所ではないぞと言いたいところなんですね。

　時間がありませんので、では、町長に最後に、多賀町に売る予定の甲良の上水道も単価が安いとのことで反対するなどとありますが、このことはどうなったんですか。

○藤堂議長　町長。

○北川町長　この件につきましては、私が議員のときに水道担当の方からそういうお話がございました。多賀町に正楽寺山の貯水タンク、３，６５０トンあります。その水を自然流下方式で富之尾の方に配水管を布設して、それから多賀町が富之尾から敏満寺とか猿木の方に多賀尼子とか、いろんな方に給水をしたいと。大滝の方にある給水施設が水がよく濁るということから、何とか分けてもらえんかというような話があったという説明をいただいている

わけですね、議員のときに。

それからずっと来て、その中で、私は甲良町は、今トン当たり１５０円、飲料水の上水道の使用料を払っております。１００円でという提案を水道担当がしました。原価が９９円５０銭ぐらいかかるというようなことから１００円。しかし、我々町民は１５０円で使っているのに、なぜ多賀町にだけ１００円で売らないかんのやというような私自身の思いもあるし、町民の皆さんもそんなことを聞いたら、何で多賀町は１００円やねんということも思われたくないので、たとえ１０円でも２０円でも上げる交渉を私が多賀町長としますということを去年の全協で多分しゃべったと思います。第１会議室でそのことをしゃべりました。説明もしました。

そして、その後、交渉を進めていこうと思っておったら、今年、実は多賀町の方が、それに対する工事の申請ができていなかって、補助金がもらえないということで、今現在はそれが繰り越しというんですか、中断になっています。

したがって、私は、安いからやめるなんていうようなことは一言も言っていません。だから、今後そういう話が出てきたら、改めてトン当たり１０円か２０円、町長、上げてもらえんかという交渉をさせていただきながら、もし進むのであれば事業を進めてもらって、甲良町の水が売れるのであれば売らせていただきたいというような思いをしています。

○藤堂議長　宮嵜議員。

○宮嵜議員　もう時間が３０秒ほどになりましたので、次の１項目、北落のタイからの研修については、またいつかということで、先ほど行政、特に水道課からも申されたとおり、告発というか、水道、盗水の件に関してはきっちりと、住民の皆さんも聞いておられます、マスコミの皆さんも聞いておられます。町長の答弁もしっかりといただきました。何とぞ速やかに行動に移してほしいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○藤堂議長　宮嵜議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時５５分　散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

甲良町議会議長　藤　堂　与三郎

署　名　議　員　木　村　　　修

署　名　議　員　金　澤　　　博